

第 23 回静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日 時：令和 7 年 3 月 3 日（月）15:00～

場 所：静岡県トラック会館 会議室
静岡県駿河区池田 1 2 6 番地の 4
（W e b 併用開催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- （１）令和 6 年度の協議会の取組結果について
- （２）2024 年問題への対応状況について
- （３）令和 7 年度の協議会の進め方について

3. その他

- （１）荷主所管官庁（経済産業省）からの情報提供について
- （２）荷主所管官庁（農林水産省）からの情報提供について

4. 閉 会

~~~~~

- 資料 1 …… 令和 6 年度の協議会での取組結果
- 資料 2 …… 2024 年問題・改正改善基準告示対策関連事業
- 資料 3 …… 道路貨物運送業に対する労働時間等説明会について
- 資料 4 …… 行政の物流対策について
- 資料 5 …… 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会の令和 7 年度の進め方について
- 資料 6 …… 経済産業省の物流政策について
- 資料 7 …… 農林水産省の物流対策について
- 参考資料 …… 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会のこれまでの経過

第23回 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 構成員 出席者名簿

順不同、敬称略

【委員】

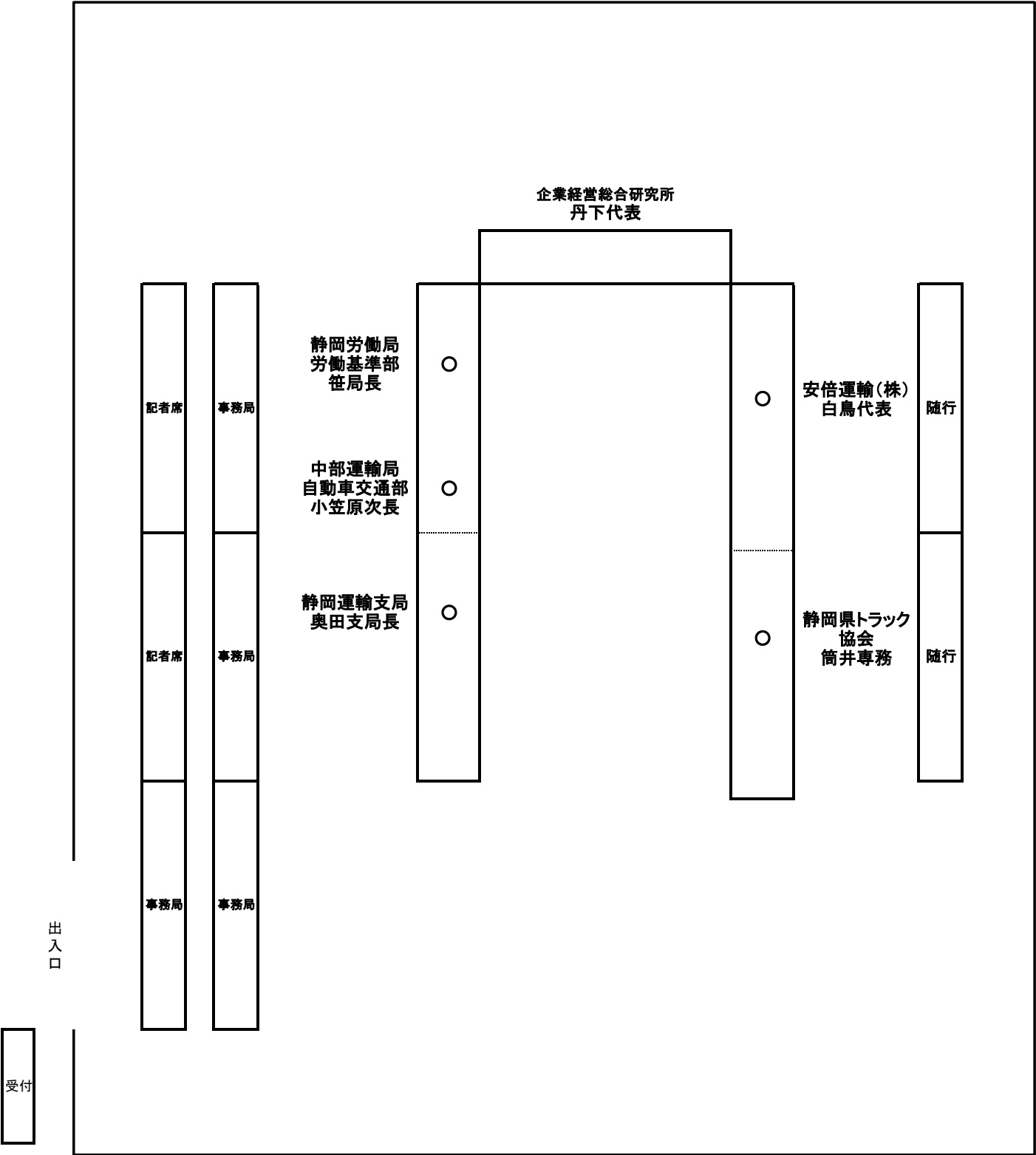
| 組織名                | 役職                   | 委員名    | 代理出席者役職       | 氏 名    | 出欠 | 備考                                 |
|--------------------|----------------------|--------|---------------|--------|----|------------------------------------|
| 企業経営総合研究所          | 代表                   | 丹下 博文  |               |        | ○  |                                    |
| 一般社団法人静岡県商工会議所連合会  | 専務理事・事務局長            | 中村 泰昌  |               |        | ○  | WEB                                |
| 静岡県中小企業団体中央会       | 常務理事                 | 佐塚 一弘  |               |        | ×  |                                    |
| 全日本運輸産業労働組合静岡県連合会  | 書記次長                 | 永嶋 弘宣  |               |        | ○  | WEB                                |
| 全日本建設交通一般労働組合静岡県本部 | 執行委員長                | 松澤 彰一  |               |        | ○  | WEB                                |
| 鈴与 株式会社            | 取締役                  | 松山 典正  |               |        | ○  | WEB                                |
| ジヤトコ 株式会社          | SCM部 主管              | 荻野 敏   |               |        | ○  | WEB                                |
| 一般社団法人静岡県トラック協会    | 副会長<br>安倍運輸株式会社      | 白鳥 正人  |               |        | ○  |                                    |
| 一般社団法人静岡県トラック協会    | 副会長<br>株式会社ハマキョウレックス | 大須賀 秀徳 | 輸送第一営業部<br>部長 | 金澤 英樹  | ×  |                                    |
| 一般社団法人静岡県トラック協会    | 副会長<br>三笠運輸株式会社      | 松浦 明   |               |        | ○  | WEB                                |
| 静岡労働局              | 労働局長                 | 笹 正光   |               |        | ○  | 随行者<br>静岡労働局労働基準部<br>監督課長<br>片岡 裕也 |
| 中部運輸局              | 運輸局長                 | 中村 広樹  | 自動車交通部次長      | 小笠原 洋和 | ○  | 随行者<br>自動車交通部貨物課長<br>神戸 英至         |
| 静岡運輸支局長            | 運輸支局長                | 奥田 章夫  |               |        | ○  |                                    |

【オブザーバー】

| 組織名                    | 役職   | 出席者名   | 代理出席者役職 | 氏 名   | 出欠 | 備考  |
|------------------------|------|--------|---------|-------|----|-----|
| 関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 | 課長補佐 | 門田 かおり |         |       | ○  | WEB |
| 関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課   | 課長補佐 | 分部 健太郎 |         |       | ○  | WEB |
| 関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課   | 課長補佐 | 角田 卓二  |         |       | ○  | WEB |
| 静岡県 経済産業部就業支援局労働雇用政策課  | 課長   | 八木 貴美  | 課長代理    | 高部 信孝 | ○  | WEB |

第23回 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図

静岡県トラック協会 会議室



# 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善 地方協議会の令和6年度の実績結果について

---

令和7年3月3日

**静岡県トラック輸送における取引環境・  
労働時間改善協議会 事務局**



# 令和6年度の協議会での取組計画

- ・ 令和6年度(2024年度) から時間外労働規制の適用が始まるが、取引環境・労働時間改善の課題は令和6年度時点を乗り越えれば解決する一過性のものではなく、中長期的に継続して課題に対応していく必要がある。（本省通達抜粋）
- ・ よって、令和6年度も引き続き協議会を開催し、荷主企業や一般消費者への理解を深め、トラック輸送における取引環境・労働時間の改善に向けた取組を実施。

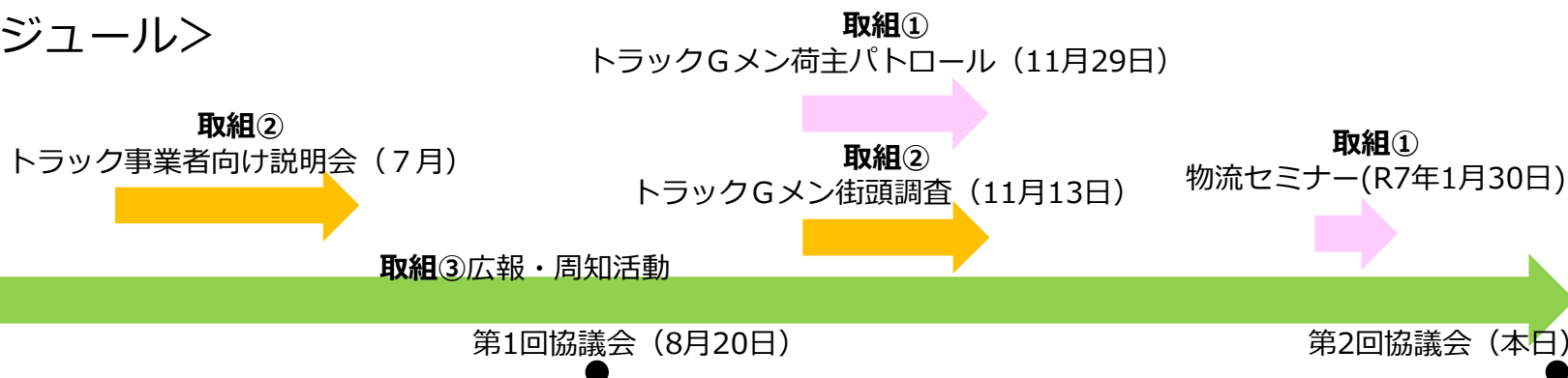
## 令和6年度取組計画(方向性)

- 取組①** 荷主企業向けに、物流革新に向けた政策パッケージに関連した改正内容（中長期計画の作成、物流統括管理者の選任等）や改正改善基準告示の周知・啓発、その他取組を実施。
- 取組②** トラック事業者向けに、物流革新に向けた政策パッケージに関連した改正内容（実運送体制管理簿の作成、標準運賃・標準約款の見直し等）や改正改善基準告示等への理解を深めるための説明会を開催、その他取組を実施。
- 取組③** 広報・周知活動の実施

## <協議会・取組スケジュール>

R6.4

時間外労働の上限  
規制・改正改善基準  
告示の適用



## 取組① セミナー等を活用した荷主企業向けの周知・啓発活動について

2024. 7月

「新たな『標準的運賃』が告示されました」リーフレットの配布（静岡県トラック協会）

2024.11月29日

トラック・物流Gメンによる荷主パトロールの実施（静岡運輸支局、静岡県トラック協会）

2025.1月30日

荷主向けセミナーの実施（静岡運輸支局、静岡労働局、静岡県トラック協会）

## 取組② 労働時間等説明会等によるトラック事業者向けの周知・啓発活動について

2024.7月

トラック事業者向けの労働時間説明会（静岡労働局）

2024.10月

トラック事業者向けの物流改正法等に関する周知活動（静岡県トラック協会）

2024.11月13日

トラック・物流Gメンによる街頭調査（静岡運輸支局、静岡県トラック協会）

2025.1月

取引環境と長時間労働改善に向けた説明会（静岡運輸支局）

## 取組③ 広報・周知活動について

2024.12月～2025.1月

荷主向けに2024年問題に関するテレビCMを放映（静岡県トラック協会）

# トラック・物流Gメンによる荷主パトロール、街頭調査

トラック・物流Gメン及びGメン調査員により

- ・令和6年11月13日（水）に浜松トラックステーションにて街頭調査を実施。
- ・令和6年11月29日（金）に富士市内で荷主パトロールを実施。

## 街頭調査

【日時】 R6年11月13日(水)

【場所】 浜松トラックステーション

【対象】 トラックステーションを利用するトラック運転者

トラック運転者に対し、荷主等による違反原因行為に関する聞き取りを実施。29名聞き取り調査を実施し、荷主等による違反原因行為について7件の情報を収集。

収集した情報について、荷主への働きかけ等に活用。



## 荷主パトロール

【日時・場所】 R6年11月29日(金) 富士市内

【対象】 富士市内の製紙系の企業

2024年問題に対する荷主への広報・周知活動の一環として、富士市内の荷主企業16社を訪問し、トラック事業者が関係法令を遵守して、事業を遂行することの必要性について理解を得るための周知及びトラック運転者の労働環境の改善と標準的運賃の理解を呼びかけ。





# 荷主向けセミナーについて

- ・ 令和7年1月30日（木）に荷主向けセミナーを開催。
- ・ 計85名が参加。（うち、荷主・倉庫業者は**38%**）

【日時・場所】 R7年1月30日(木) グランシップ 1001-2会議室  
【参加者】 荷主・倉庫業者32名、運送事業者36名、その他17名 計85名  
【プログラム】

- 「持続可能な物流の構築に向けた荷主と物流事業者の連携の必要性」  
流通経済大学 流通情報学部 教授 大島 弘明 氏
- 「トラック行政の取り組みについて」  
中部運輸局 自動車交通部 貨物課 課長 神戸 英至
- 「物流効率化の事例紹介」  
鈴与株式会社 運輸事業推進室 室長 福原 良太 氏  
株式会社TUMIX COO 小久保 輝夫 氏  
株式会社静鉄ストア 商品部海外事業課 課長兼物流担当 山西 徹 氏



荷主・物流事業者向け

## 2024年問題 対策セミナー

～「運べない」と言われる前にできること～

**第1部 特別講演**

### 持続可能な物流の構築に向けた荷主と物流事業者の連携の必要性

講師：流通経済大学 流通情報学部 教授 大島 弘明 氏  
関N X総合研究所 顧問

**プロフィール**

専門は、物流全般、物流事業経営、都市内物流、災害物流。  
1988年(旧)日通総合研究所、(現)N X総合研究所に入社。主にトラック運送事業における事業環境の変化や労働・安全問題、物流効率化対策等の調査研究に従事。  
2024年4月より、流通経済大学 流通情報学部 教授に就任。  
令和4年～経済産業省、国土交通省、農林水産省による「持続可能な物流の実現に向けた検討会」委員、令和6年～国土交通省「交通政策審議会物流部会」委員。

**主な著書** ドライバー不足に挑む！ (単著、2020年、輸送経済新聞社)  
令和版：物流ガイドブック (共著、2024年、関N X総合研究所)

**第2部 行政機関の取組**

### トラック行政の取り組みについて

国土交通省  
中部運輸局 自動車交通部 貨物課  
課長 神戸英至 氏

**第3部 物流効率化の事例紹介**

| 事例1                         | 事例2                                 | 事例3                                |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| <b>荷主企業と効率化に向けた取り組みについて</b> | <b>【実例紹介】荷主と運送会社の連携による2024年問題対策</b> | <b>スーパーマーケットの現場から物流2024年問題を考える</b> |
| 鈴与<br>運輸事業推進室 室長 福原良太 氏     | 関TUMIX<br>COO 小久保輝夫 氏               | 関静鉄ストア<br>商品部海外事業課 課長兼物流担当 山西 徹 氏  |

**2025.1.30(木)**  
**14:00-16:15**

会場 グランシップ 1001-2会議室  
定員 120名

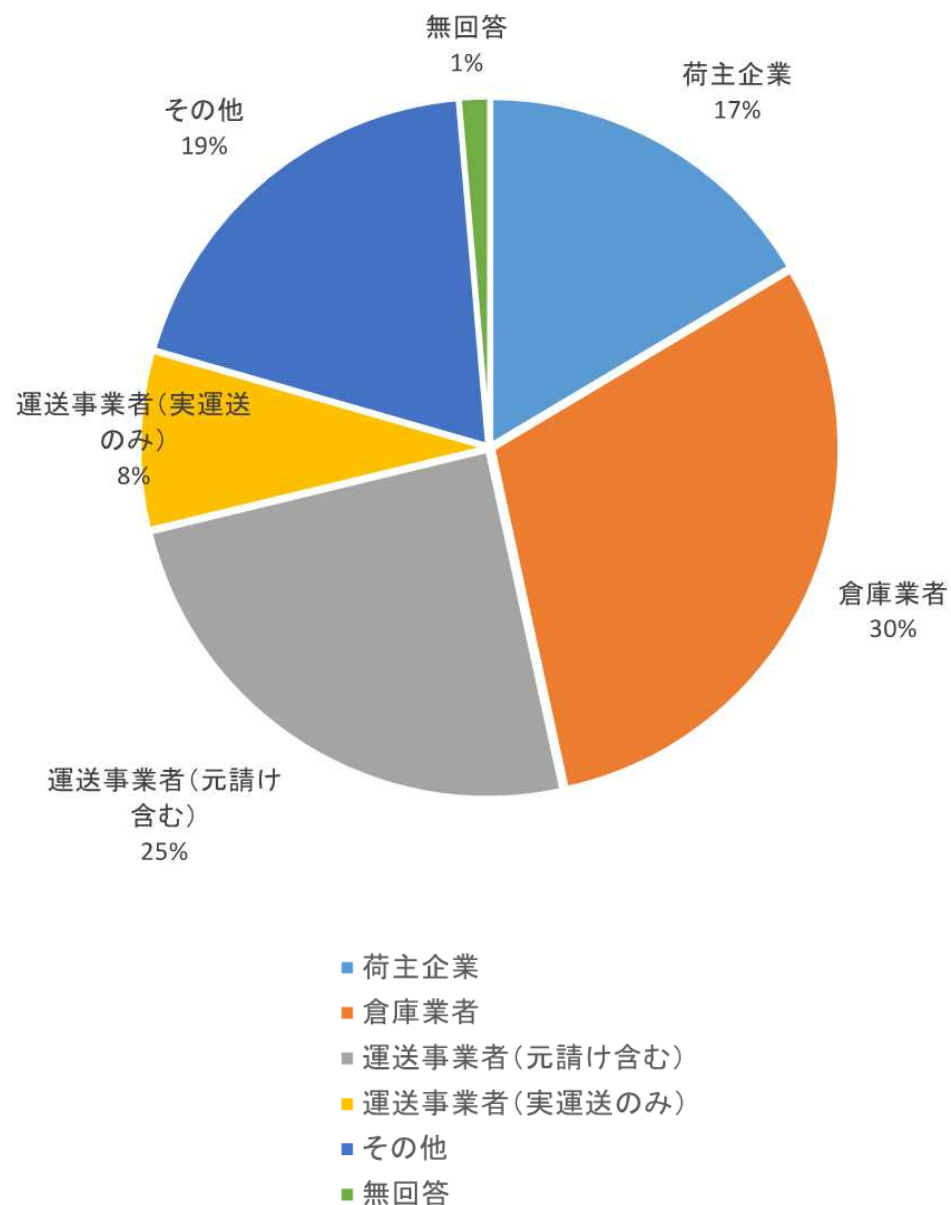
問い合わせ先 静岡運輸支局 輸送担当 (TEL 054-261-1191) | 申し込み先 静岡商工会議所 産業振興課 (TEL 054-353-3401)

共催：静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会、静岡商工会議所港湾・交通運輸部会 (中部運輸局静岡運輸支局、静岡労働局、静岡県トラック協会)

物流は水や空気のように「あつて当たり前」の存在ではない

# アンケート結果① 参加者・回答者

計85名の内、73名から回答があった。



アンケートに回答した荷主企業の業種

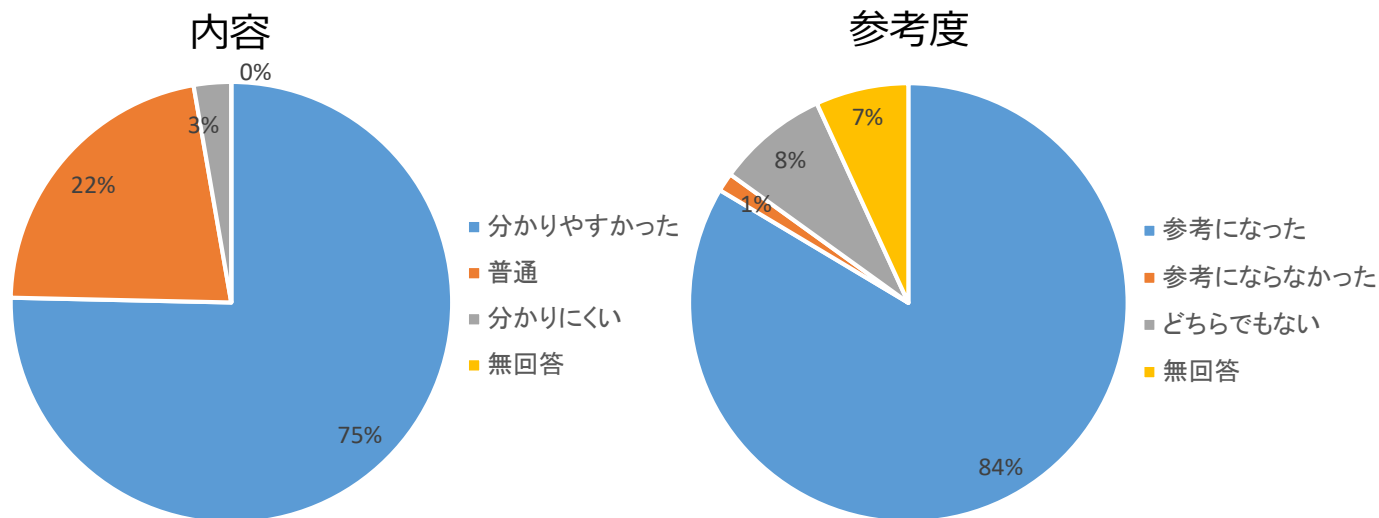
- ・計装製品製造業
- ・機械製造業
- ・プラスチック・化学製造業
- ・プラスチック製品製造業
- ・家庭用品
- ・農畜産物
- ・農産物
- ・食品製造業
- ・小売業(スーパーマーケット)

アンケートに回答した倉庫業者の取扱品目

- |         |        |
|---------|--------|
| ・調味料原料  | ・家電    |
| ・食品原料   | ・電気製品  |
| ・冷凍食品原料 | ・紙     |
| ・冷凍食品製品 | ・パルプ   |
| ・食品     | ・原反    |
| ・缶詰     | ・鋼材    |
| ・飲食料    | ・資材    |
| ・飲料     | ・機械部品  |
| ・ペットフード | ・電子部品  |
| ・飲料用容器  | ・自動車部品 |
| ・包装資材   | ・機械    |
| ・日用品    | ・輸出用設備 |
| ・ホビー玩具  | ・輸送用機器 |
| ・一般貨物   |        |

# アンケート結果② 各講演の評価

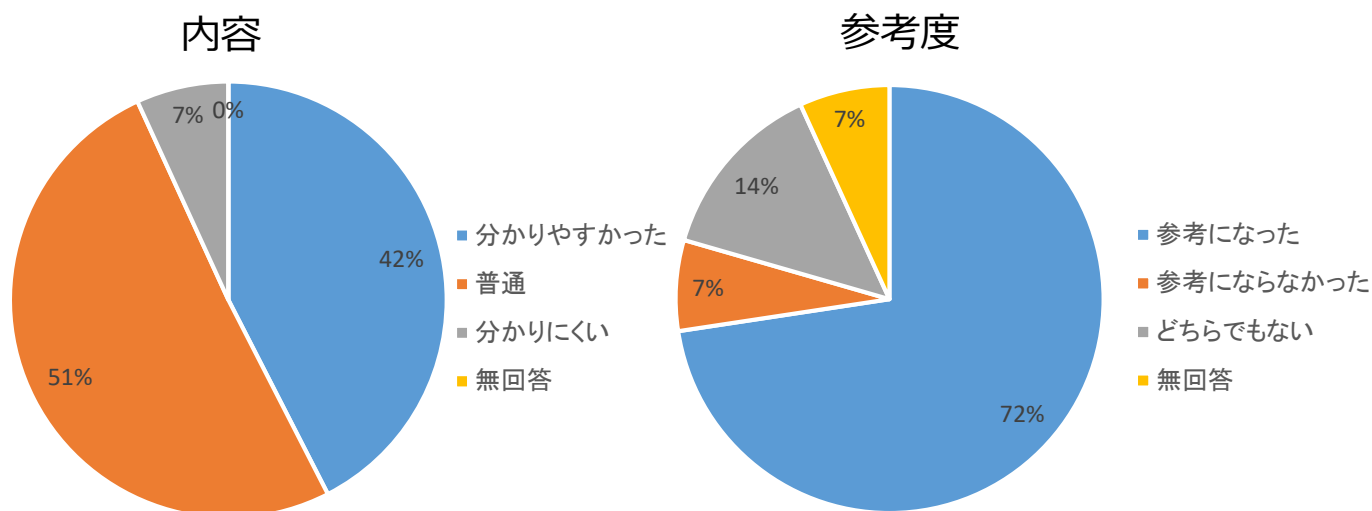
## 大島先生特別講演



### 参加者からの意見

- ・顧客への運賃交渉時に活用できるよい資料である。(倉庫業)
- ・業界全体の課題、新法についての内容等、多くの学びを得た。(荷主)

## トラック行政の取り組み

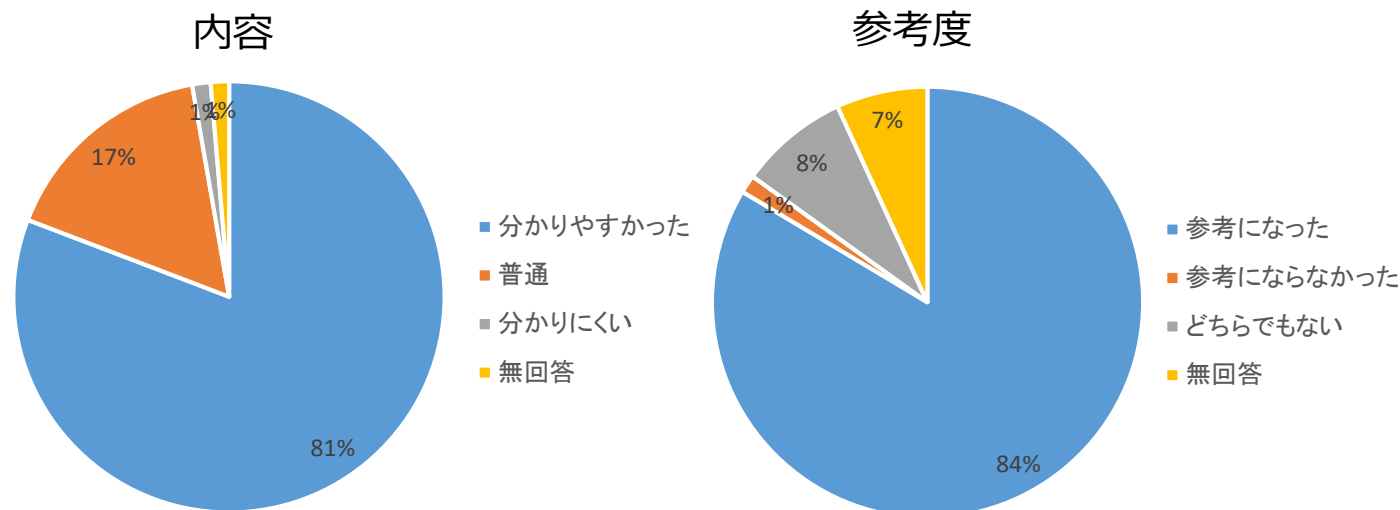


### 参加者からの意見

- ・標準的運賃を適用している荷主は存在するのでしょうか？荷主側はあくまでも目安程度としか認識しています。これでは運賃の底上げは進みません。(元請)
- ・Gメンの存在は大きいと思います。大きな会社の方から物流改革が起きていると感じています。(実運送)

# アンケート結果③ 各講演の評価

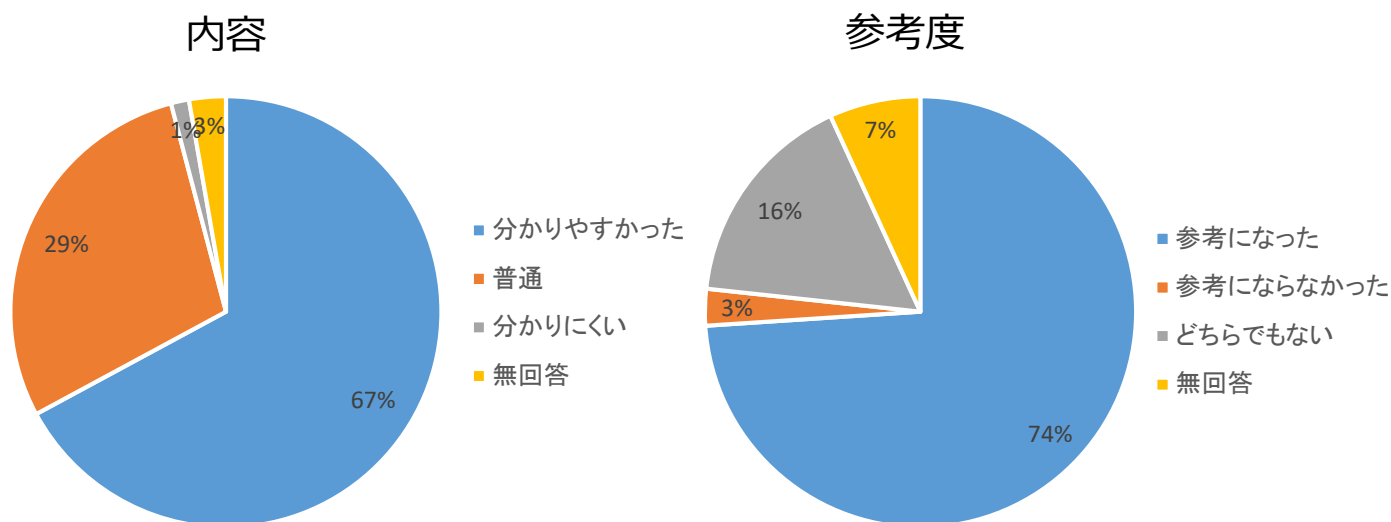
## 物流効率化事例紹介（鈴木（株））



### 参加者からの意見

- ・ネットワークの確保が重要だが参考になった。（倉庫業）
- ・ボックスパレット勉強になりました。（元請）

## 物流効率化事例紹介（（株）TUMIX）



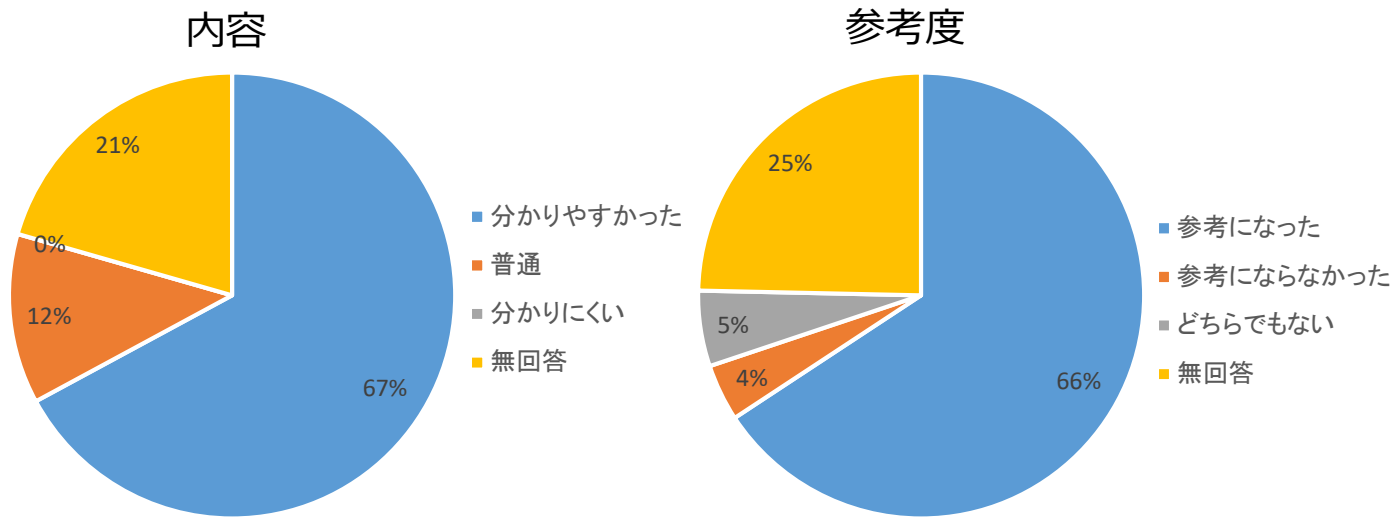
### 参加者からの意見

- ・お客様の理解を高めるためにも図解、データが必要。そこからカートンサイズも変更させての改革はやはり荷主の理解があつてこそと思われる。（倉庫業）
- ・荷主側が危機感を持って協同で解決できると良いと思います。（倉庫業）
- ・荷主側の気持ちを考えたことがなかったので、同じ思いがあり、輸送の大切さを共有して感じました。参考にしていきたいです。（実運送）
- ・それぞれのメリット（3方良し）がよく理解できた。（その他）



# アンケート結果④ 各講演の評価、2024年問題への対応

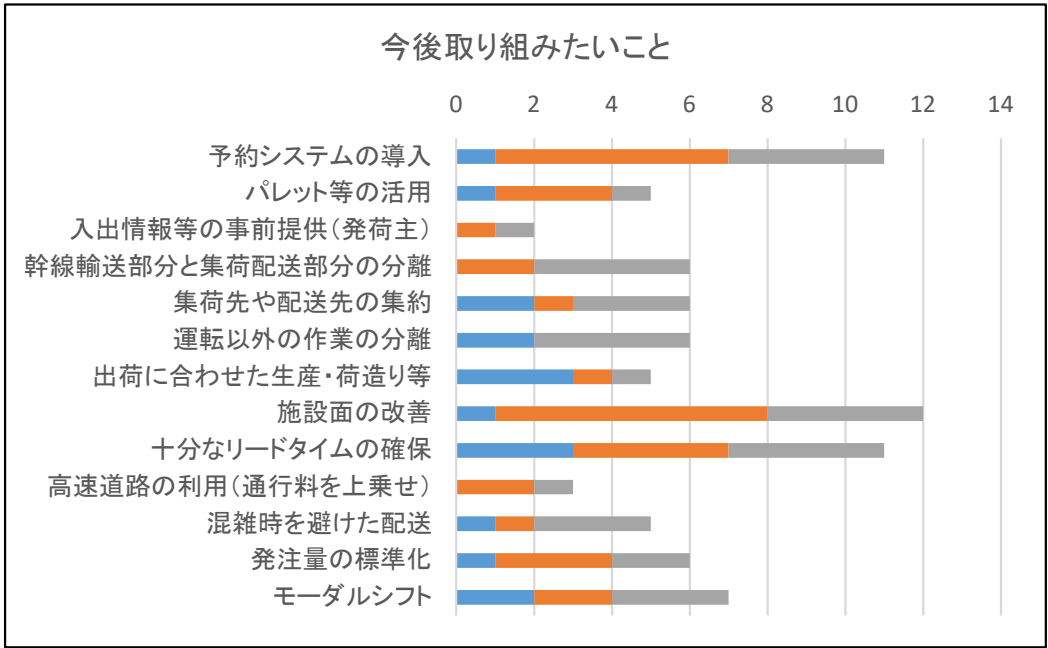
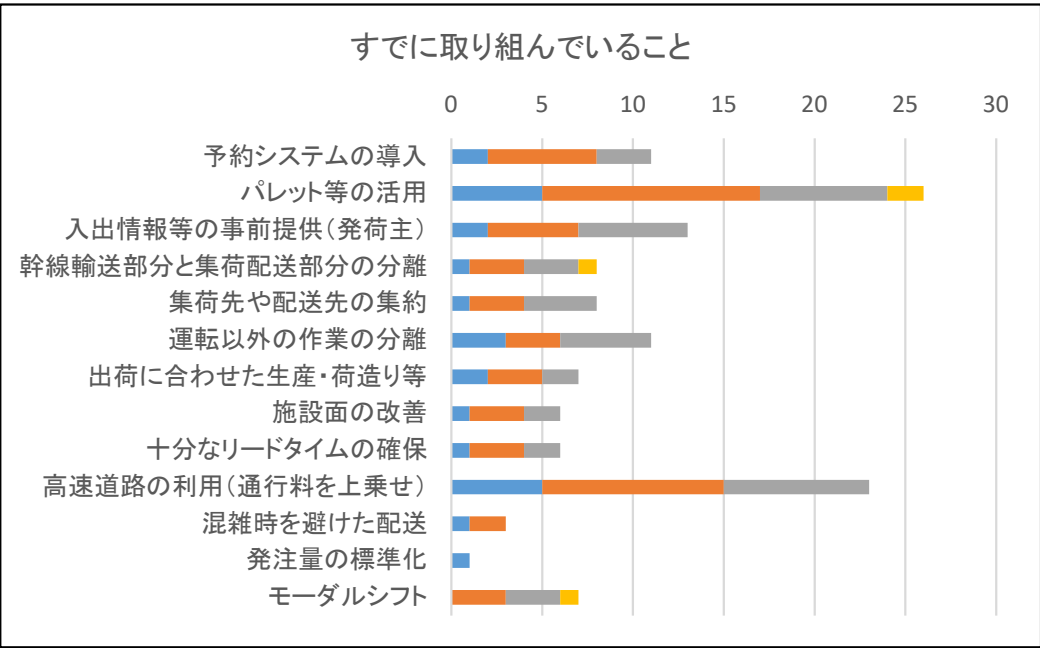
物流効率化事例紹介（（株） 静鉄ストア）



参加者からの意見

- ・今回の物流改革、改善基準告示も発荷主の願いがメインとなっているが着荷主もそれほど意識してくれているのは物流会社としてもうらやましい（倉庫業）
- ・着荷主様のお考え、取り組みについては普段聞く機会も少なかったこともあり、大変勉強になりました。（倉庫業）
- ・考え方、発想を変えることで効率が進んでいる。当たり前を当たり前にしらない取り組みが良いと思う。（倉庫業）

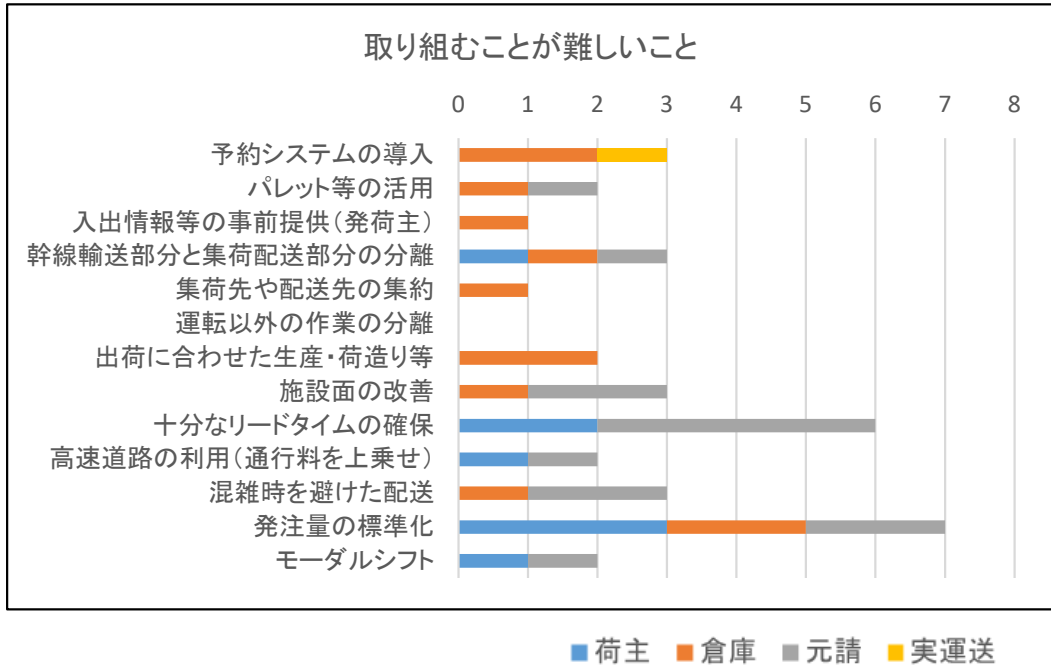
2024年問題への対応について





# アンケート結果⑤ 2024年問題への対応

## 2024年問題への対応について



改善のための費用  
関係者の理解と協力が課題

## 取り組むことが難しい理由

- ＜予約システムの導入＞
  - ・システム開発費。(倉庫業)
  - ・納品時間が重なる。(実運送)
- ＜パレット等の活用＞
  - ・昔からの運用を変更することに荷主の抵抗がある。(倉庫業)
- ＜入出情報等の事前提供＞
  - ・顧客の理解が必要。(倉庫業)
- ＜幹線輸送部分と集荷配送部分の分離＞
  - ・人事制度変更に伴う人件費アップの原資確保。(元請)
- ＜出荷に合わせた生産・荷造り等＞
  - ・顧客の理解が必要。(倉庫業)
- ＜施設面の改善＞
  - ・コストがかかる。(元請)
  - ・荷主の理解とその先のエンドユーザーの理解が必要。(元請)
- ＜十分なリードタイムの確保＞
  - ・得意先の都合。(荷主)
  - ・客先で在庫を持つ考え方がない。(元請)
- ＜発注量の標準化＞
  - ・保管費用を無くし直送化になったことで少量でも輸送が発生。納入先に場所の確保などで標準化が進まない。(荷主)
  - ・荷主の理解とその先のエンドユーザーの理解が必要。(元請)

# 取引環境と長時間労働改善に向けた説明会について

- ・令和7年1月23日（木）に貨物自動車運送事業適正化実施機関の巡回指導で労働時間について指導を受けたトラック事業者を対象に開催。
- ・会場、WEBをあわせ、計110者が参加。

## 【プログラム】

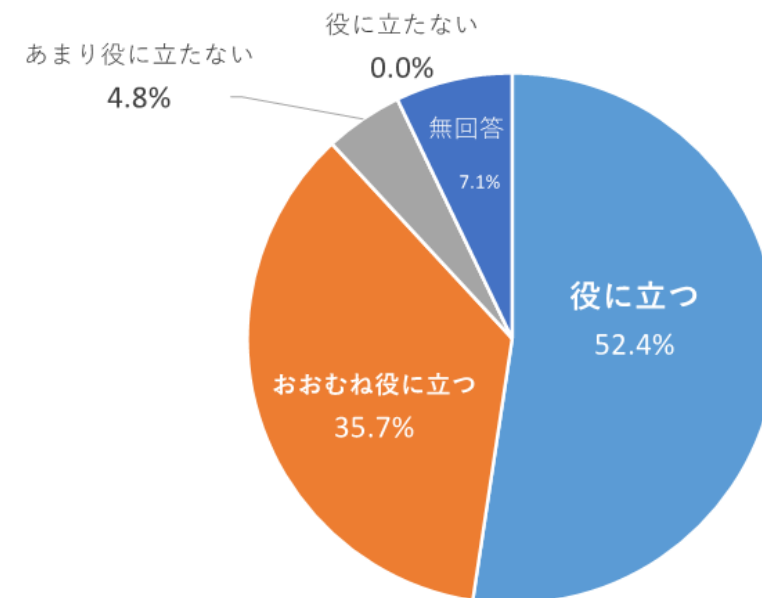
- 改善基準告示・時間外労働上限規制について
- 運送事業監査について
- 輸送品目のガイドライン等
- トラックGメンについて

## 【事業者からの意見】

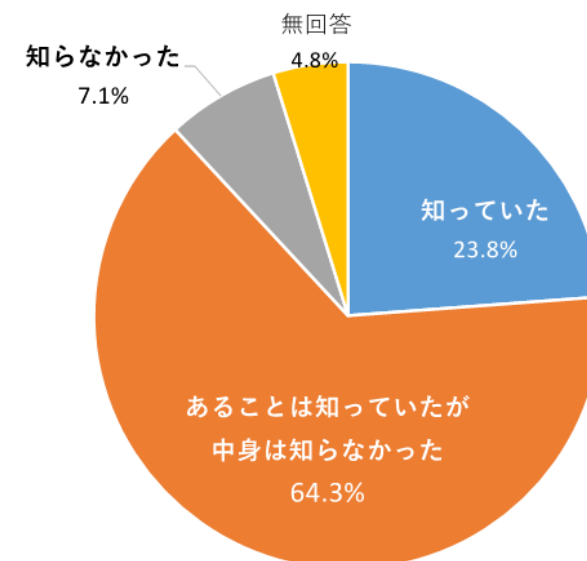
- ・荷主に説明する資料にしたい。
- ・直荷メーカーなどの指導監督を強化してほしい。
- ・会場に出向いてだと急な仕事で参加できなくなることがあるが、オンラインだと事務所で従業員と共に参加できるのでまた機会があれば参加したい。



説明会について



ガイドラインについて

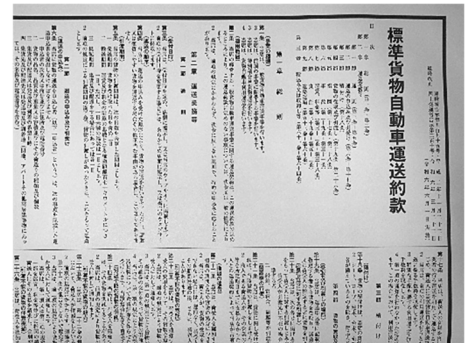


令和7年3月3日

一般社団法人静岡県トラック協会

## 1. 掲示用)標準貨物自動車運送約款(R6. 6. 1施行)の配布

協会にて3,000部を購入。R6/5/28 店所会員を含む全会員へ送付済み。現在も所属支部を通じ、希望事業者へ必要に応じて配布を継続中。



## 2. 「新たな『標準的運賃』が告示されました」リーフレットの配布

R6/7/10 全会員へ送付。また、(一社)静岡県経営者協会加盟の企業約700社宛て送付するとともに、同会ホームページへの同リーフレットの掲載を実施。



## 3. テレビCMの放映

荷主企業とトラック運送事業者における適正取引の推進を目的として、令和6年4月から適用が開始された改正改善基準告示に焦点をあて、荷主に対し「荷待ち時間の削減」への理解を強く求める内容のテレビCM(15秒広告)を制作し、県内民放4局にて放映した。

■放映期間 令和6年12月4日から令和7年1月13日まで

■放映本数(回数) 静岡第一テレビ・静岡朝日テレビ・テレビ静岡・静岡放送の4局にて、延べ186回放映



① 「荷待ち問題の現実」



② 「荷待ちシーン」※取卸し場面にて



③ 時間に追われるドライバー



④ 「もう待てません! 荷主都合のために!」

Youtube  
(QRコード)



#### 4. 荷主・物流事業者向けセミナーの開催

静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会関連事業  
**「2024年問題対策セミナー」**  
 ～「運べない」と言われる前にできること～

- R6/1/30 実施 静岡市・グランシップ（1001-2会議室）
- 85名参加  
 （荷主10名、倉庫業22名、元請事業者7名、実運送事業者29名、その他17名）

##### <特別講演>

流通経済大学 流通情報学部 教授 大島 弘明 氏

##### <行政機関の取組>

国土交通省中部運輸局自動車交通部貨物課 課長 神戸 英至 氏

##### <物流効率化の事例紹介>

鈴与(株) 運輸事業推進室 室長 福原 良太 氏  
 (株)TUMIX COO 小久保 輝夫 氏  
 (株)静鉄ストア 商品部海外事業化 課長兼物流担当 山西 徹 氏



#### 5. 物流改正法等に関する周知活動の実施

- (1) 静岡運輸支局担当者による説明の実施（物流フォーラム2024）
  - ・ 東部支部（R6/10/30 沼津市・沼津リバーサイドホテル）
  - ・ 清庵・静岡・中部3支部合同（R6/11/12 静岡市・ブケトーカイ）
- (2) 会員あて文書による周知（R7/2/26発出）



#### 6. 各種関連セミナーの開催

- (1) 運行・労務管理対策最新動向セミナー・個別労務相談会（4月18日実施・静岡ト協本部）
  - ・ セミナー 86名参加、相談会 9名参加
  - （講師）瀧澤 学 氏（社会保険労務士・行政書士）
- (2) 労働時間等説明会（7月～8月）
  - 県内6会場（本部、東部・中部・中遠・西部・富士の各支部）にて延べ12回実施 計242名参加
  - （講師）静岡労働局、静岡運輸支局 担当官
- (3) 「運送取引における独禁法物流特殊指定と下請法」講習会（8月8日実施・静岡ト協本部）
  - ・ 58名参加
  - （講師）公正取引委員会 事務総局中部事務所 下請課長ほか
- (4) 改正改善基準告示解説セミナー（9月実施）
  - ・ 県内3会場で実施（9/12 静ト協 51名 ・ 9/20 東部支部 22名 ・ 9/25 西部支部 48名）
  - （講師）瀧澤 学 氏 社会保険労務士・行政書士
- (5) 価格転嫁に向けた運賃交渉等個別相談会（9月24日実施）
  - ・ 8名参加（1コマ/60分の個別相談会）
  - （講師）日本PMIコンサルティング(株) 代表取締役 小坂真弘 氏
- (6) 人材確保・労働環境改善セミナー（10月18日実施・静岡ト協本部）
  - ・ 20名参加
  - （講師）(株)コヤマ経営 代表取締役 小山雅敬 氏
- (7) 標準的な運賃活用セミナー（11月19日実施・静岡ト協本部）
  - ・ 26名参加
  - （講師）日本PMIコンサルティング(株) 代表取締役 小坂真弘 氏

### 【参考】「3. テレビCMの放映」の反響

#### 【住宅メーカー事務】

弟がトラックドライバーをしていて、休みの日のちょうど一緒にテレビを見てCMが流れた。私は何度か見ていて知っていたが、弟は初めて見たとのことで、このCMを見て、**気付いていない関係者の人たちが少しでも意識してもらえると有難い**と言っていた。CMとしてもインパクトがあって印象に残るCMだと思った。

#### 【食品関係組合の広報担当者】

最初のインパクトがあって思わず見てしまった。CMも印象に残っており広報のやり方が上手いと思ったので参考にしたいと思った。**「ちょっと待ってて」というフレーズも、関係者が見たときにドキッとする言葉**なので、このあたりの選定も上手だと思った。

#### 【乳製品宅配企業の管理職（元トラックドライバー）】

このCMが流れたときに、自分はドライバーの経験があるので、状況がすぐに理解できた。物流に関わりない方だと何回も見ないと伝わらないと思うが、荷主に向けたものだとすればすごく分かりやすいと思う。

#### 【X投稿】

もう待てません！荷主都合のためにつてCMやってる静岡県トラック協会のやつ。ちょっと待ってが積み重なるとめちゃくちゃ時間押すからね。**そういうのが事故を引き寄せる原因になる。ドライバーが時間厳守できてるのに荷主が時間を守らないとか話にならんよね**

#### 【トラックドライバー】

自分達には大きな影響はないが、他社さんの荷待ち問題は発生しているのだなと感じた。実際、**24 年問題と言われ、遠距離の場合は、休憩時間を取るように厳しく言われている。CMで反響がでてくれるといい**です。

#### 【物流現場経験者】

本当にリアルな実情を表していて、世間にも実情を理解してもらいたいと思った。**長年、荷主が強い状況だが、もうそういう時代ではなく、状況を変えるきっかけになってほしい。**

#### 【広告会社 代表】

配送業者にとっては共感が得られる TVCM だと思います。荷主や一般の方にとってはどちらかというを見ていて気持ちいいCMではないように感じます。その点を含めて啓蒙を狙ったものであるのであればある意味では成功とも感じました。

## 道路貨物運送業に対する労働時間等説明会について（報告）

### 1 令和6年度の取組状況

#### (1) 労働時間等説明会

令和6年度においては、4月より自動車運転者に対しても時間外労働の上限規制が適用され、また、改正された改善基準告示も施行されたことを踏まえ、開催時期、回数、説明テーマ等を静岡県トラック協会、静岡運輸支局及び当局で調整し、次のとおり開催した。

#### 【説明テーマ】

##### ①労働基準監督署（静岡労働局）

- ・改正労働基準法等（36協定新様式、時間外労働の上限規制等）、改正改善基準告示の内容について

##### ②静岡運輸支局

- ・標準的な運賃、標準貨物自動車運送約款、その他改正について

＜令和6年度（実績）＞ 計12回開催（236社、242名が参加）

| 管轄署      | 会 場       | 月 日   | 参加事業場数 | 参加者数 |
|----------|-----------|-------|--------|------|
| 沼津<br>三島 | 東部支部（沼津市） | 7月19日 | 32社    | 34名  |
| 島田       | 中部支部（吉田町） | 7月23日 | 35社    | 36名  |
| 磐田       | 中遠支部（袋井市） | 7月24日 | 23社    | 24名  |
| 静岡       | 本部（静岡市）   | 7月29日 | 56社    | 57名  |
| 浜松       | 西部支部（浜松市） | 7月30日 | 44社    | 44名  |
| 富士       | 富士支部（富士市） | 8月2日  | 46社    | 47名  |

#### 2) 働き方改革関連法に関する説明会（厚生労働省委託事業）

＜令和6年（実績）＞ 計7回開催（104社、104名が参加）

| 管轄署 | 会 場 | 月 日   | 参加事業場数 | 参加者数 |
|-----|-----|-------|--------|------|
| 三島  | —   | 9月25日 | 10社    | 10名  |
| 磐田  | —   | 9月27日 | 14社    | 14名  |
| 沼津  | —   | 10月3日 | 11社    | 11名  |
| 浜松  | —   | 10月8日 | 9社     | 9名   |



|    |   |        |     |     |
|----|---|--------|-----|-----|
| 島田 | — | 10月25日 | 22社 | 22名 |
| 富士 | — | 10月28日 | 16社 | 16名 |
| 静岡 | — | 11月8日  | 22社 | 22名 |

### (3) 労働局による荷主への要請対応

自動車運送業の長時間荷待ちが発生しているとの情報等に基づき、長時間の荷待ち抑制のため、労働基準監督署の労働時間相談・支援班による荷主への要請及び荷主に対する支援を実施している（令和5年1月から実施）。

〈実施数〉

令和5年度：249件

令和6年度（令和7年1月末）：197件

## 2 令和7年度の労働時間等の説明会の開催

次年度も引き続き労働時間等説明会及び働き方改革関連法に関する説明会（厚生労働省委託事業）を開催予定。

なお、労働時間等説明会の開催時期、回数、説明内容、開催案内の方法等について、静岡県トラック協会、静岡運輸支局、静岡労働局で調整し、第1四半期～第2四半期を目途に開催を予定。

## 3 令和5年度以前の開催状況（参考）

### (1) 「労働時間等説明会」の開催実績

＜令和元年度（実績）＞ 計7回開催（389社、478名が参加）

| 管轄署 | 会場                    | 月日     | 参加事業場数 | 参加者数 |
|-----|-----------------------|--------|--------|------|
| 三島  | 東部分室（沼津市）             | 10月18日 | 34社    | 42名  |
| 島田  | 中部分室（吉田町）             | 10月23日 | 56社    | 66名  |
| 富士  | 富士分室（富士市）             | 10月24日 | 85社    | 95名  |
| 磐田  | 中遠分室（袋井市）             | 10月29日 | 43社    | 57名  |
| 静岡  | 静岡県トラック会館<br>（静岡市駿河区） | 11月6日  | 67社    | 83名  |
| 沼津  | 東部分室（沼津市）             | 11月12日 | 49社    | 60名  |
| 浜松  | 西部分室（浜松市東区）           | 11月15日 | 55社    | 75名  |

<令和2年度（実績）> 計7回開催（165社、168名が参加）

| 管轄署 | 会 場                   | 月 日    | 参加事業場数 | 参加者数 |
|-----|-----------------------|--------|--------|------|
| 静岡  | 静岡県トラック会館<br>（静岡市駿河区） | 10月6日  | 41 社   | 42 名 |
| 島田  | 中部分室（吉田町）             | 10月6日  | 23 社   | 24 名 |
| 磐田  | 中遠分室（袋井市）             | 10月14日 | 21 社   | 21 名 |
| 浜松  | 西部分室（浜松市東区）           | 10月14日 | 23 社   | 24 名 |
| 富士  | 富士分室（富士市）             | 10月26日 | 20 社   | 20 名 |
| 沼津  | 東部分室（沼津市）             | 10月26日 | 21 社   | 21 名 |
| 三島  | 東部分室（沼津市）             | 11月10日 | 16 社   | 16 名 |
|     |                       |        |        |      |

<令和3年度（実績）> 計20回開催（314社、324名が参加）

（第2四半期）（各会場午前・午後開催）（6回開催）

| 管轄署 | 会 場                            | 月 日   | 参加事業場数             | 参加者数 |
|-----|--------------------------------|-------|--------------------|------|
| 静岡  | 静岡県トラック協会<br>研修センター<br>（静岡市葵区） | 7月2日  | 大雨のため中止            |      |
| 沼津  | 東部支部（沼津市）                      | 7月7日  | 24 社               | 24 名 |
| 富士  | 富士支部（富士市）                      | 7月16日 | 21 社               | 21 名 |
| 磐田  | 中遠支部（袋井市）                      | 7月27日 | 26 社               | 26 名 |
| 浜松  | 西部支部（浜松市東区）                    | 9月3日  | コロナ感染予防のため開催<br>中止 |      |
| 三島  | 東部支部（沼津市）                      | 9月7日  |                    |      |
| 島田  | 中部支部（吉田町）                      | 9月14日 |                    |      |

（第3四半期）（各会場午前・午後開催）（14回開催）

| 管轄署 | 会 場                            | 月 日    | 参加事業場数 | 参加者数 |
|-----|--------------------------------|--------|--------|------|
| 沼津  | 東部支部（沼津市）                      | 10月6日  | 30 社   | 31 名 |
| 富士  | 富士支部（富士市）                      | 10月13日 | 24 社   | 24 名 |
| 浜松  | 西部支部（浜松市東区）                    | 10月19日 | 40 社   | 44 名 |
| 静岡  | 静岡県トラック協会<br>研修センター<br>（静岡市葵区） | 10月22日 | 68 社   | 69 名 |
| 磐田  | 中遠支部（袋井市）                      | 10月27日 | 18 社   | 19 名 |
| 島田  | 中部支部（吉田町）                      | 11月10日 | 45 社   | 46 名 |
| 三島  | 東部支部（沼津市）                      | 11月24日 | 18 社   | 20 名 |

＜令和4年度（実績）＞ 計 11 回開催（249 社、267 名が参加）

（「富士」以外は午前・午後開催）

| 管轄署      | 会 場                       | 月 日    | 参加事業場数 | 参加者数 |
|----------|---------------------------|--------|--------|------|
| 富士       | 富士支部（富士市）                 | 10月26日 | 62 社   | 74 名 |
| 島田       | 中部支部（吉田町）                 | 11月21日 | 40 社   | 44 名 |
| 静岡       | 静岡県トラック協会（本部）<br>（静岡市駿河区） | 11月25日 | 48 社   | 48 名 |
| 磐田       | 中遠支部（袋井市）                 | 11月25日 | 32 社   | 33 名 |
| 沼津<br>三島 | 東部支部（沼津市）                 | 11月28日 | 36 社   | 37 名 |
| 浜松       | 西部支部（浜松市東区）               | 11月28日 | 31 社   | 31 名 |

＜令和5年度（実績）＞ 計 12 回開催（314 社、324 名が参加）

| 管轄署      | 会 場                            | 月 日   | 参加事業場数 | 参加者数 |
|----------|--------------------------------|-------|--------|------|
| 浜松       | 西部支部（浜松市）                      | 6月7日  | 58 社   | 58 名 |
| 富士       | 富士支部（富士市）                      | 6月15日 | 42 社   | 43 名 |
| 沼津<br>三島 | 東部支部（沼津市）                      | 6月20日 | 51 社   | 53 名 |
| 磐田       | 中遠支部（袋井市）                      | 6月20日 | 37 社   | 42 名 |
| 静岡       | 静岡県トラック協会<br>研修センター<br>（静岡市葵区） | 6月22日 | 65 社   | 66 名 |
| 島田       | 中部支部（吉田町）                      | 6月22日 | 61 社   | 62 名 |

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反状況（静岡局）

（令和5年1月～12月）

| 事 項<br>区 分     | 監督実施<br>事業場数  | 労働基準<br>関係法令<br>の違反事<br>業場数 | 主 要 違 反 事 項  |             |              |
|----------------|---------------|-----------------------------|--------------|-------------|--------------|
|                |               |                             | 労働時間         | 休 日         | 割増賃金         |
| 道路貨物<br>運送業    | 54<br>(100.0) | 52<br>(96.3)                | 33<br>(61.1) | 3<br>(5.6)  | 14<br>(25.9) |
| バ ス 業          | 4<br>(100.0)  | 4<br>(100.0)                | 2<br>(50.0)  | 1<br>(25.0) | 0<br>(0.0)   |
| ハイヤー・<br>タクシー業 | 5<br>(100.0)  | 4<br>(80.0)                 | 1<br>(20.0)  | 0<br>(0.0)  | 1<br>(20.0)  |
| そ の 他          | 16<br>(100.0) | 14<br>(87.5)                | 6<br>(37.5)  | 1<br>(6.3)  | 8<br>(50.0)  |
| 合 計            | 79<br>(100.0) | 74<br>(93.7)                | 42<br>(53.2) | 5<br>(6.3)  | 23<br>(29.1) |

- （注） 1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。  
2 「主要違反事項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。  
3 （ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。

自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示の違反状況（静岡局）

（令和5年1月～12月）

| 事 項<br>区 分     | 監督実<br>施事業<br>場数 | 改善基<br>準告示<br>違反事<br>業場数 | 主な違反事項       |              |              |              |              |
|----------------|------------------|--------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                |                  |                          | 総拘束<br>時 間   | 最大拘<br>束時間   | 休息期間         | 最大運<br>転時間   | 連続運<br>転時間   |
| 道路貨物<br>運送業    | 54<br>(100.0)    | 38<br>(70.4)             | 20<br>(37.0) | 32<br>(59.3) | 25<br>(46.3) | 20<br>(37.0) | 28<br>(51.9) |
| バ ス 業          | 4<br>(100.0)     | 4<br>(100.0)             | 3<br>(75.0)  | 1<br>(25.0)  | 1<br>(25.0)  | 1<br>(25.0)  | 1<br>(25.0)  |
| ハイヤー・<br>タクシー業 | 5<br>(100.0)     | 0<br>0.0                 | 0<br>0.0     | 0<br>0.0     | 0<br>0.0     | 0<br>0.0     | 0<br>0.0     |
| そ の 他          | 16<br>(100.0)    | 8<br>(50.0)              | 2<br>(12.5)  | 4<br>(25.0)  | 6<br>(37.5)  | 2<br>(12.5)  | 4<br>(25.0)  |
| 合 計            | 79<br>(100.0)    | 50<br>(63.3)             | 25<br>(31.6) | 37<br>(46.8) | 32<br>(40.5) | 23<br>(29.1) | 33<br>(41.8) |

- （注） 1 「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。  
2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。  
3 （ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移（静岡局）

| 区 分                    | 監 督 実 施 事 業 場 数<br>労 働 基 準 関 係 法 令 違 反 事 業 場 数<br>改 善 基 準 告 示 違 反 事 業 場 数 |            |           |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|
|                        | 令和3年                                                                      | 令和4年       | 令和5年      |
| 道路貨物運送業                | 92                                                                        | 88         | 54        |
|                        | 86 (93.5)                                                                 | 80 (90.9)  | 52 (96.3) |
|                        | 69 (75.0)                                                                 | 62 (70.5)  | 38 (70.4) |
| バ ス 業                  | 1                                                                         | 2          | 4         |
|                        | 1 (100.0)                                                                 | 2 (100.0)  | 4 (100.0) |
|                        | 1 (100.0)                                                                 | 0          | 4 (100.0) |
| ハ イ ヤ ー ・<br>タ ク シ ー 業 | 12                                                                        | 3          | 5         |
|                        | 11 (91.7)                                                                 | 3 (100.0)  | 4 (80.0)  |
|                        | 1 (8.3)                                                                   | 1 (33.3)   | 0 (0.0)   |
| そ の 他                  | 5                                                                         | 18         | 16        |
|                        | 5 (100.0)                                                                 | 17 (94.4)  | 14 (87.5) |
|                        | 1 (20.0)                                                                  | 7 (38.9)   | 8 (50.0)  |
| 合 計                    | 110                                                                       | 111        | 79        |
|                        | 103 (93.6)                                                                | 102 (91.9) | 74 (93.7) |
|                        | 72 (65.5)                                                                 | 70 (63.1)  | 50 (63.3) |

（注） 各欄の上段は監督実施事業場数、中段は何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数、下段は何らかの改善基準告示の違反が認められた事業場数、（ ）内は監督実施事業場に対する何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数の割合（％）及び何らかの改善基準告示の違反が認められた事業場数の割合（％）である。



取引関係者の皆さま、国民の皆さま

くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススめ！



2024年  
4月から

建設業、ドライバー、医師の  
時間外労働の上限規制適用開始！



くらし・はたらき  
マエストロ  
たしかめたん

# みなさまに お願いがあります！

たしかめよう！

## 適正な 工期の設定を！



週休2日の実現に向け、  
ご配慮をお願いいたします。

## 荷待ち時間・ 荷役時間の削減を！



再配達の削減に向け、  
確実に受け取れる時間の指定や  
置き配などの活用もお願いいたします。

## 行程・ダイヤについて よく話し合いを！



停留所からの安全な発車にも  
ご協力ください。

## 受診は 診療時間内に！



医療のかかり方への  
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください ➡



# 暮らしを支える方々のためにも みなさまへ大切なお願いです！

## みなさまへお願い



くらし・はたらきマエストロ  
たしかめたん

### 建設業



#### 抱える問題

工期が短いと、土日にも働かなければならず、長時間労働につながります。

#### わたしたちにできること

工事を受注・発注するときは、

ゆとりをもった適正なスケジュールに。

また、工事の受注・発注に当たっては適切な金額での契約を心がけてください。

### トラックドライバー



#### 抱える問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行あたり平均3時間程度と言われており、長時間労働の原因となっています。

#### わたしたちにできること

荷待ち・荷役作業時間削減のため、適切な日時指定、予約システムの導入、作業効率化などの工夫を。

また、「標準的運賃」を参考に、運賃や、荷待ち、荷役作業の料金の見直しもお願いいたします。

### バス運転者



#### 抱える問題

運行スケジュールによっては、休憩できずに運転時間が長くなってしまいます。

#### わたしたちにできること

貸切バスや送迎バス、コミュニティバスを発注するときには、行程やダイヤについてバス事業者とよく話し合いを。

また、運転者が必要なときに休憩をとれるようにSA・PAの駐車ルールを守ることも重要です。

### 医師



#### 抱える問題

夜間や休日など診療時間外に緊急でない受診をすることは、医師の負担につながります。

#### わたしたちにできること

受診すべきか迷う場合には

☎#7119(大人)または☎#8000(小児)へご相談ください。(\*)

また、ご家族の方も病状説明などは

決められた診療時間内の受診をお願いいたします。

※#7119/#8000の実施状況は地域によって異なります。

非対応地域については、全国版救急受診アプリ「Q助」をご活用ください。

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

# 労働基準監督署では、長時間の荷待ちの改善に向けた「要請」等に取り組んでいます。

## 荷主・元請運送事業者の皆さまへ

道路貨物運送業においては、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた諸対策を一層積極的に進める必要があります。一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。道路貨物運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請運送事業者の都合による「長時間の荷待ち」の改善に向けて、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### ◆長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の「物流情報局」において発信しています。

- ✓「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」はこちらから。

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

### ◆改善基準告示の内容についてご承知おきください

- ✓「改善基準告示」についてはこちらから。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html)（厚生労働省ホームページ）

### ◆「標準的運賃」、「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

- ✓「標準的運賃」についてはこちらから。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html)（国土交通省ホームページ）

- ✓「改正物流法」についてはこちらから。

[https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_freight\\_mn1\\_000029.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000029.html)  
（国土交通省ホームページ）

独立・元物流通事業者の皆さまへ

# STOP!

## 長時間の荷待ち



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動に欠かせないものです。

### トラックドライバーの拘束時間の内訳



※ 調査対象は、トラックドライバーの拘束時間の内訳。

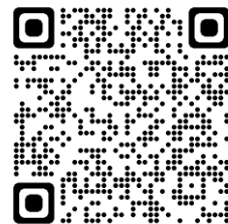
トラックドライバーの長時間拘束を改善していくため、また、今後の物流を支えていくために、弊社が、物流関係の関係に合わせた形に、ご理解とご協力をお願いいたします。

〇 経営活動 〇 物流関係業務 〇 物流関係業務

〇 国土交通 〇 国土交通 〇 国土交通

〇 国土交通 〇 国土交通 〇 国土交通

〇 国土交通 〇 国土交通 〇 国土交通

[illegible]

# 行政の物流対策について

---

令和7年3月3日  
中部運輸局貨物課

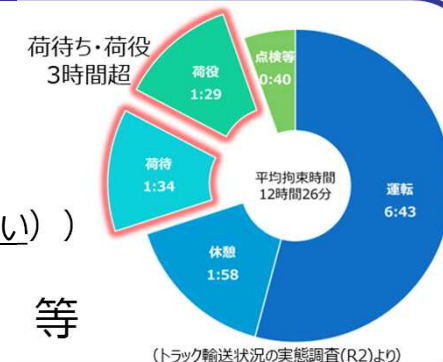
- ・トラック業界の現状／政策パッケージ
- ・トラック・物流Gメン／標準的運賃
- ・物流改正法について



# 「物流2024年問題」とは？

## トラック業界の 構造的課題

- ✓ 長時間労働（年間労働時間は全産業平均より約2割（400h～450h）長い）
- ✓ 低賃金（年間賃金は全産業平均より5%～15%（20万～60万円）低い）
- ✓ 慢性的な担い手不足（有効求人倍率は全産業の約2倍）
- ✓ 若手ドライバーの不足（全産業平均より若年層の割合が低く、中年層の割合が高い）



ドライバーの労働環境改善のため・・・

（2024年4月～）

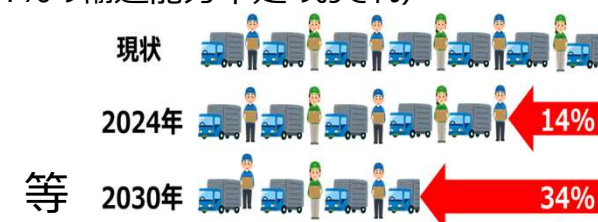
## トラック業界の 働き方改革

- ✓ 時間外労働上限規制の適用（年960時間）
- ✓ 改善基準告示の見直し（年間拘束時間3,516時間→3,300時間 等）

このまま何も対策を講じなければ・・・

## 物流2024年問題

- ✓ モノが運べなくなるおそれ（2024年度：約14%、2030年度：約34%の輸送能力不足のおそれ）
- ✓ ドライバーの年収低下のおそれ  
（拘束時間が3,300時間を超えるトラックドライバーが全体の約3割存在）



# 「物流2024年問題」への対応

## 2018年

6月 「働き方改革関連法」成立（※労働基準法の改正）

12月 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立  
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（2024年3月末までの時限措置））

## 2020年

4月 「標準的運賃」を告示

## 2023年

3月 「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置

6月 関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定  
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立  
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長）

7月 「トラックGメン」創設

9月 岸田総理と中小トラック事業者等との「車座対話」を実施

10月 関係閣僚会議において「物流革新緊急パッケージ」を策定  
（6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化）

11月 政府において総合経済対策・補正予算案を決定

## 2024年

2月 政府において物流法案の閣議決定、国会提出  
関係閣僚会議において「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定

3月 新たな「標準的運賃」を告示  
自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定

4月 「働き方改革関連法」の施行（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）  
改正物流法成立

5月 改正物流法公布（※2025.4～一部施行）



我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議  
(2023.3.31)



岸田総理と中小トラック事業者等との車座対話  
(2023.9.28)



物流革新・賃上げに関する意見交換会  
(2024.2.16)

# 「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく取組み①

荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、**抜本的・総合的な対策**を「政策パッケージ」として策定

※第5回「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」資料より抜粋

## (1) 物流の効率化

### 【即効性ある設備投資の促進】

#### ＜自動フォークリフト＞



#### ＜自動倉庫＞



### 【「物流標準化」の推進】



バラ積み・バラ卸し



パレットからパレットへの積み替え

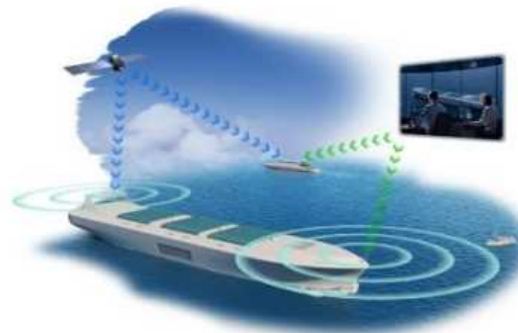


「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮

### 【「物流DX」の推進】



＜自動運転サービス支援道＞

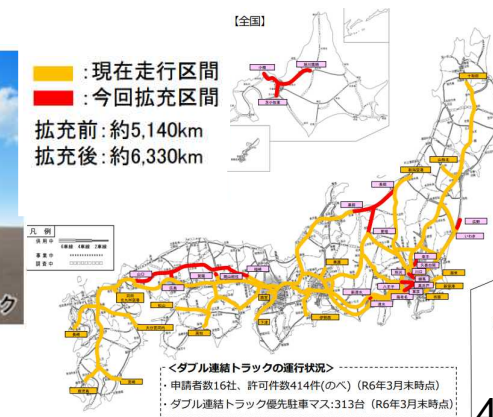


＜自動運行船＞

### 【ダブル連結トラックの導入促進】



＜ダブル連結トラック＞





# 「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく取組み②

## (2) 商慣行の見直し

【物流法改正】  
 (規制措置の導入)

【トラック（・物流）Gメンによる指導】

【「標準的運賃」の周知・徹底】



トラック・物流Gメン

【距離制運賃】

| 車種別<br>キロ数 | 小型車<br>(2tクラス) | 中型車<br>(4tクラス) | 大型車<br>(10tクラス) | トレーラー<br>(20tクラス) |
|------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 10km       | 15,790         | 18,060         | 22,540          | 27,940            |
| 20km       | 17,600         | 20,160         | 25,330          | 31,550            |
| 30km       | 19,410         | 22,270         | 28,120          | 35,160            |
| 40km       | 21,220         | 24,370         | 30,920          | 38,770            |
| 50km       | 23,040         | 26,480         | 33,710          | 42,380            |

【時間制運賃】

| 種別   | 車種別<br>キロ数 | 小型車<br>(2tクラス) | 中型車<br>(4tクラス) | 大型車<br>(10tクラス) | トレーラー<br>(20tクラス) |
|------|------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 基本運賃 | 10km       | 15,790         | 18,060         | 22,540          | 27,940            |
| 基本運賃 | 20km       | 17,600         | 20,160         | 25,330          | 31,550            |
| 基本運賃 | 30km       | 19,410         | 22,270         | 28,120          | 35,160            |
| 基本運賃 | 40km       | 21,220         | 24,370         | 30,920          | 38,770            |
| 基本運賃 | 50km       | 23,040         | 26,480         | 33,710          | 42,380            |

## (3) 荷主・消費者の行動変容

### 【再配達削減に向けた取組み】

#### ＜ポイント還元実証事業（本年10月～）＞

【ポイント還元を通じた消費者の行動変容を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業】



EC事業者

物流事業者

### 【「送料無料」表示の見直し】

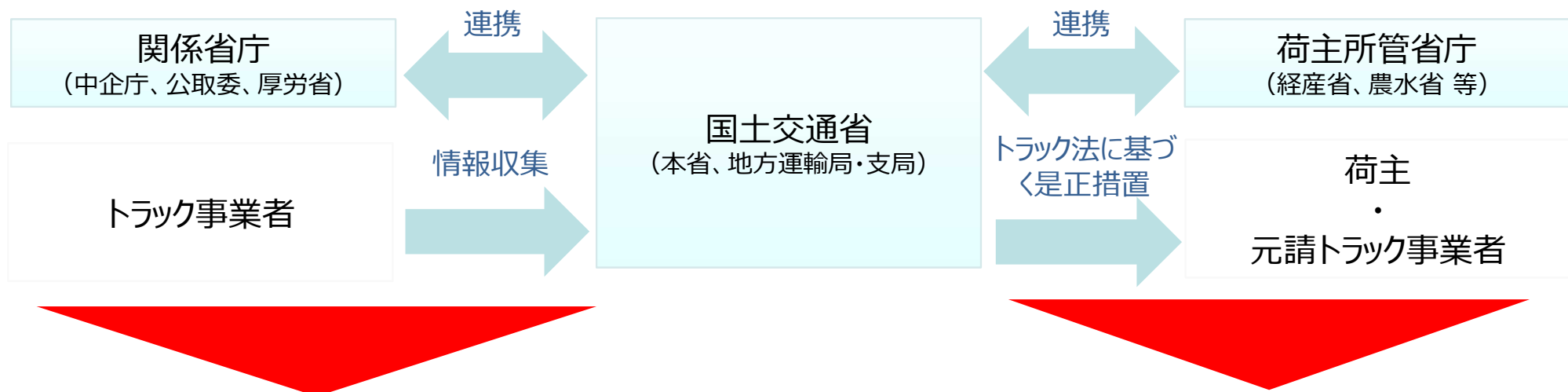
- ・トラック業界の現状／政策パッケージ
- ・トラック・物流**G**メン／標準的運賃
- ・物流改正法について

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月から**ドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用**されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- このため、令和5年7月に**「トラックGメン」※<sub>1</sub>を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日、162名体制※<sub>2</sub>で本省及び地方運輸局等に設置**

※<sub>1</sub> 令和6年11月に、「トラックGメン」→「トラック・物流Gメン」へ改組・拡充

※<sub>2</sub> 緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



## トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）



- 令和5年7月に発足したトラックGメンは、これまでに荷主等に対して1,000件超の是正指導を行うなど、**着実に成果**を挙げてきている。
- 他方で、荷待ち時間の削減などにあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために**倉庫業者からの意見聴取や情報収集**も必要な状況。
- また、荷主による買いたたきや価格転嫁交渉に応じない事例など、**荷主と倉庫業者との間の取引適正化が課題**。
- このような状況を踏まえ、**トラックGメンの改組及び拡充**を行い、**荷主等に向けた対策の実効性を更に高める**。

## 概要

### <トラックGメンの改組>

- ・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、**「トラック・物流Gメン」に改組し、倉庫業者からも情報収集**

### <体制の拡充> 現行162名に、

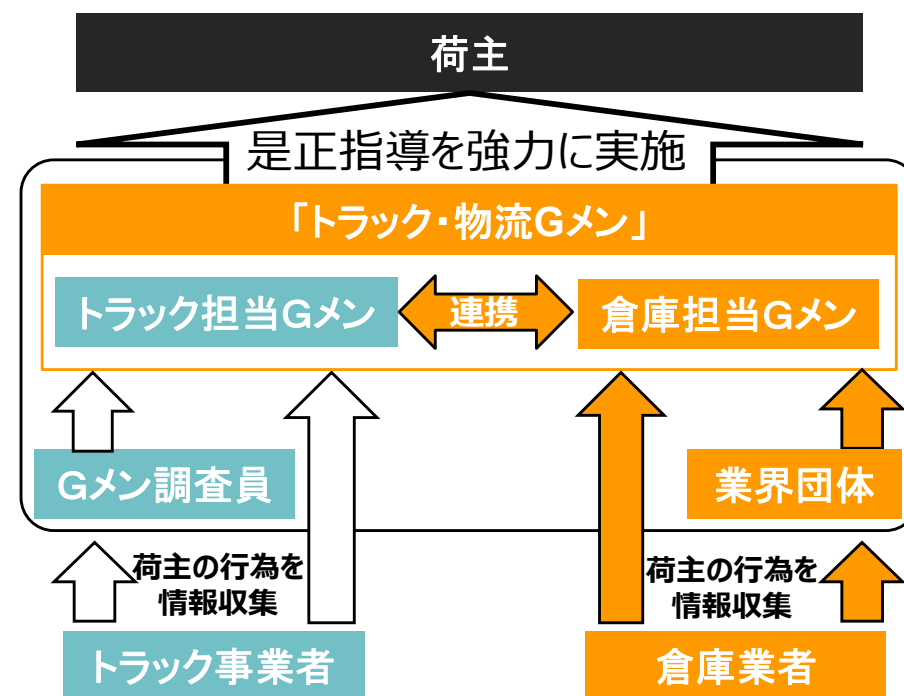
- ・国土交通省の**物流担当職員**（本省・各地方運輸局等）から29名
- ・各都道府県のトラック協会が新たに設ける**「Gメン調査員」**166名

を追加し、**総勢約360名規模**で対応

## スケジュール

11月1日 新体制始動  
11月～12月 集中監視月間

## 業務フローのイメージ



【参考】○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（衆・国交委）  
物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすること

# 働きかけ等の実施状況

## 貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

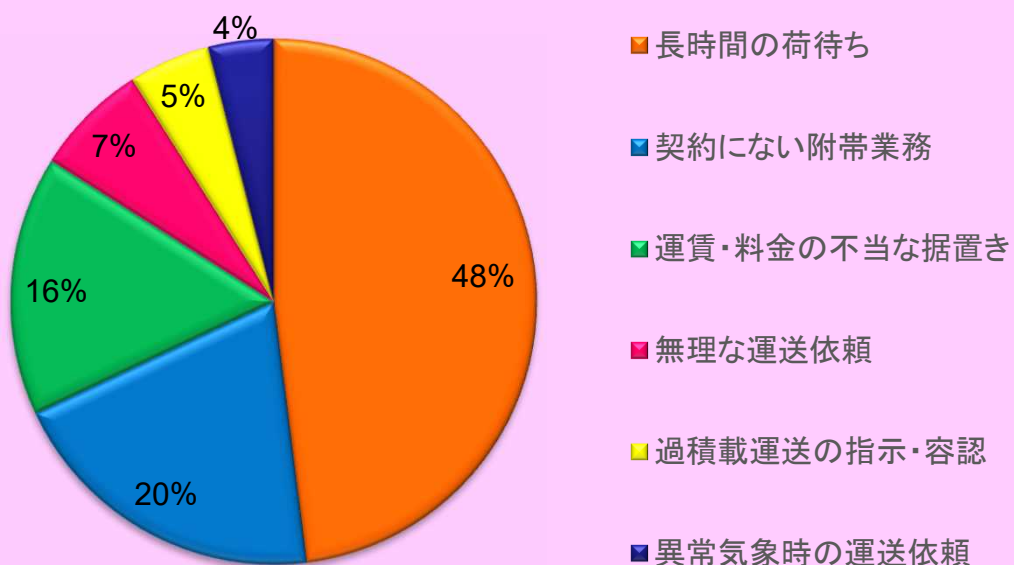
要 請

要請してもなお改善  
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

## 荷主起因の違反原因行為の割合



## 「働きかけ」等を実施した荷主数

| 対応内容 | 荷主数   |
|------|-------|
| 勧告   | 4     |
| 要 請  | 183   |
| 働きかけ | 1,378 |

※令和6年12月31日現在  
(令和元年7月からの累計)

# 「働きかけ」・「要請」までの流れ

## 「働きかけ」の流れ

### 情報収集

目安箱／直電  
からの情報

プッシュ型収集  
による情報

関係行政機関  
からの情報

### 情報の精査



違反原因行為を行っ  
ているおそれあり！！

- ✓ 違反原因行為の種別及び  
荷主情報を整理
- ✓ 必要に応じて、  
補充聴取、調査等を実施

## 貨物自動車運送事業法に基づく措置

### 文書による「働きかけ」の実施



荷主等の本社もしくは営  
業所、物流センター等

#### 働きかけ内容

- トラック事業者が関係  
法令を遵守して事業を  
遂行できるよう荷主が  
配慮することについて  
の理解
- 違反原因行為が行われ  
ていないか自主的な社  
内点検の実施の促進

## 「要請」の流れ

### 情報

「働きかけ」実施後も未  
改善の情報が寄せられ  
るとき

「働きかけ」を行った荷  
主等の物流施設のパト  
ロールを通じて得た情報

荷主が違反原因行為をし  
ている蓋然性があると認  
められるなど相当な理由  
がある場合

等 (パトロール)



荷主等の拠点  
(営業所等)

違反原因行為をして  
いることを疑うに足  
る理由あり！！



ドライバー

### 文書による「要請」 文書による要請とともにヒアリング の実施

#### 要請内容

- 違反原因行為の解消に向けた計画の作成・提出
- 取組の確実な実施を指示するとともに、進捗状  
況や改善効果等を定期的な報告やヒアリングな  
どで確認
- 違反原因行為の解消までフォローアップ

#### ※ヒアリングを実施する場合

- 重大または悪質な違反原因行為を行っている可  
能性がある荷主など
- その他、ヒアリングを実施した方がよいと考え  
られる場合  
(荷主等が扱う貨物を所管する関係省庁(経産  
省、農水省等)と連携して実施)

改善が認められない場合 「勧告・公表」



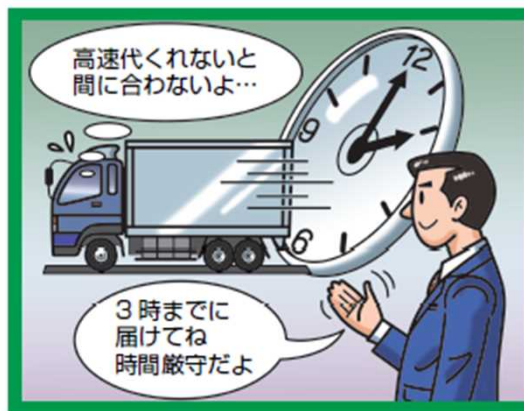
違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為。

## 恒常的に長い荷待ち時間



⇒ 過労運転防止義務違反を招くおそれ

## 無理な到着時間の設定



⇒ 最高速度違反を招くおそれ

## 過積載になるような依頼



⇒ 過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

## 運賃・料金の不当な据置き

(例) 運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じないなど

### 運賃・料金の不当な据置き例

- 単価見直しの相談をしてもなしのつぶてで話を聞こうともしない。
- 荷主の担当部長に相談に行くと「不躰だ、まず一席もうけるべきだろう」と言われ断られた。
- 荷主の物流子会社の担当に運賃改定交渉を申し込むと「予算があるから」と即断された。



## 契約にない附帯業務

(例) 契約にない以下のような業務を行わせ、料金を支払わない

### 付帯業務例

- 倉庫内の棚に貨物を入れる。
- 運送終了後の貨物を方面別等に分ける。
- 積み下ろし場所から貨物を移動させる。



## 異常気象時の運行指示

(例) 気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

### 異常気象時の運行指示例

大雪警報や台風による警報が出ているのに運行を指示され、結局異常気象により輸送を継続できず、荷主から違約金を請求されるなどという例も。これは当然違反原因行為に該当。



## トラック事業者に対する 電話調査や訪問調査(全国)



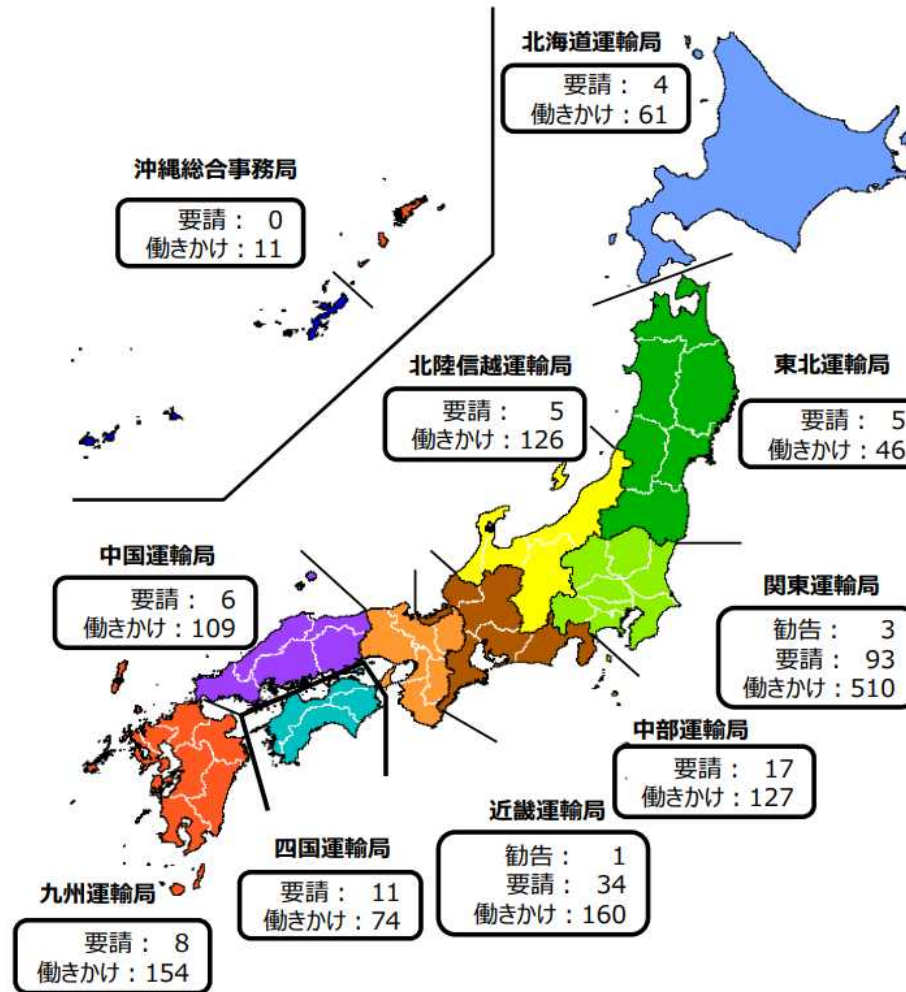
## 荷主へのパトロール (荷待ち状況の現地確認等)(全国)



## トラック事業者・荷主に対する説明会、 トラックGメンのチラシ配布(全国)



## 〈ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数〉



## トラックドライバーへのヒアリング (中部・中国・九州)



トラックターミナル



高速SA、PA

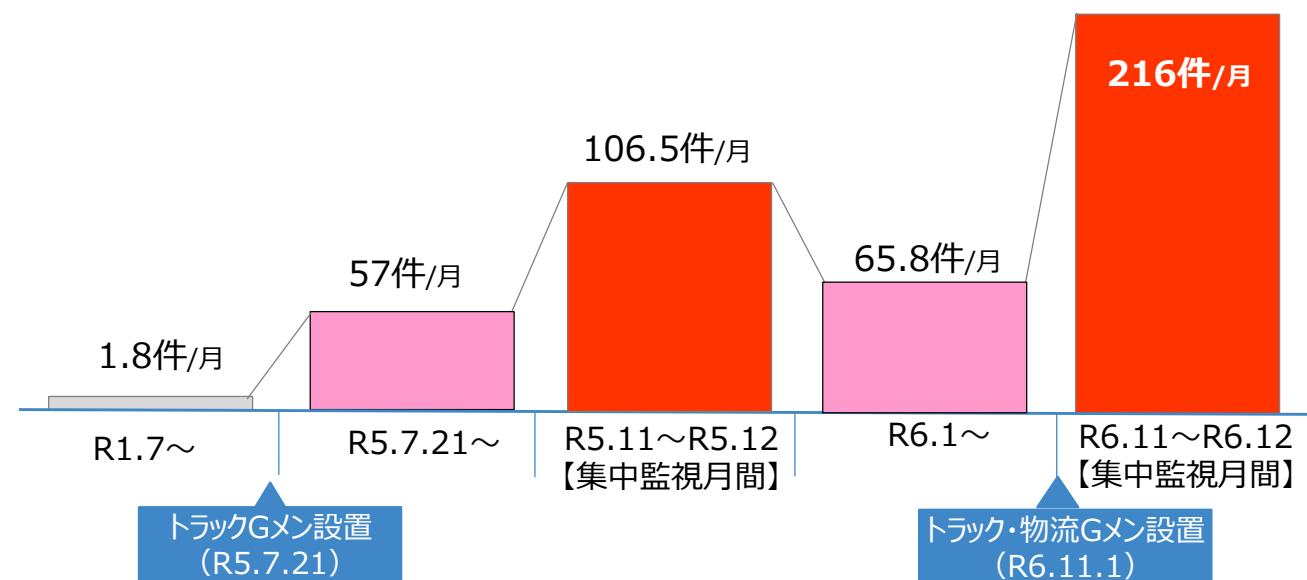
オンライン説明会の模様



- 「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）に基づき、全国162名体制の「トラックGメン」を設置（令和5年7月）。  
関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充。
- 令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけて取組を強化し、「勧告」（2件）を実施（令和7年1月30日）したほか、「働きかけ」（423件）、「要請」（7件）による是正指導を徹底。

## トラック・物流Gメンによる集中監視月間の活動実績

### <月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



### 働きかけ等の実施件数（R6.11～R6.12）

- 勧告 : 2件（荷主1、その他1）
- 要請 : 7件（荷主4、元請2、その他1）
- 働きかけ : 423件（荷主304、元請104、その他15）

⇒ 2ヶ月間で計432件の法的措置を実施

### Gメン調査員からの情報提供

- 運輸支局にR6.12.28までに計115件の通知あり

### 倉庫業担当Gメンによる倉庫業者へのヒアリング

- 業界と連携して倉庫業者へのヒアリングを実施。
- 各地方運輸局等においても、倉庫事業者や地区協会へのヒアリングを所轄地域にて実施。

今後「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等についてはフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処。

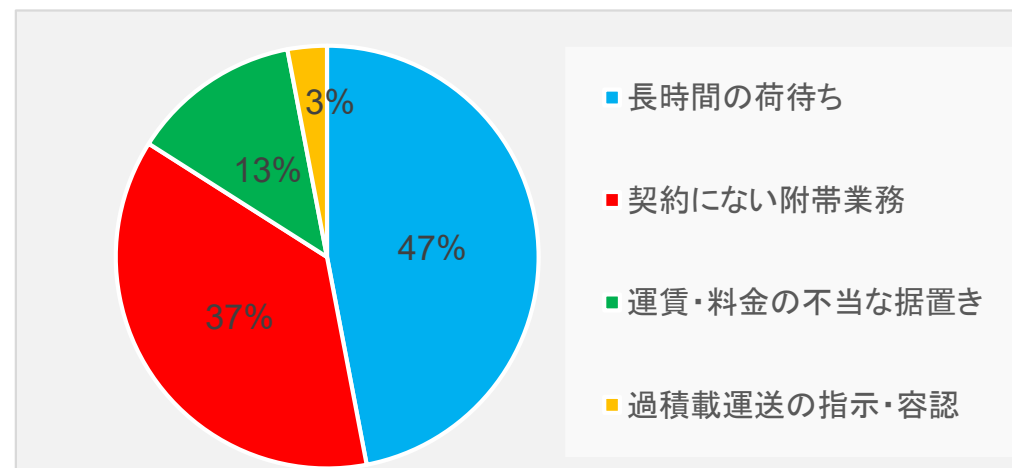


国土交通省では、**令和 6 年 1 1 月・1 2 月**をトラック・物流Gメン「**集中監視月間**」と位置付け取組を強化。令和 6 年 1 1 月に、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「**トラック・物流Gメン**」へ体制を拡充。具体的には、当局物流担当部署の職員と各県のトラック協会が新たに設ける「**Gメン調査員**」を追加することで、情報収集機能を強化。

## 働きかけ・要請の実施

- 中部運輸局では、トラック事業者への違反原因行為実態調査やトラック・物流Gメンによる関係行政機関と連携したヒアリングにより入手した情報等をもとに、悪質な荷主・元請事業者に対し「**働きかけ**」を実施。
- 過去に、働きかけを実施した荷主のうち、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主に対して、「**要請**」を実施。

【違反原因行為別の割合】



- 要請 : 1 件 (荷主 1)
- 働きかけ : 3 0 件 (荷主 2 6、元請 2、その他 2)

今般「**働きかけ**」「**要請**」の対象となった荷主等について、**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合**は**更なる法的措置の実施も**含め厳正に対処。

## 「Gメン調査員」と連携した周知啓発活動

中部管内の高速道路のSA、トラックステーション等において、Gメン調査員と連携し、トラック運転者に対し、荷主等による違反原因行為に関する聞き取りを実施。収集した情報については、荷主への働きかけ等に活用することにより、トラック運転者の労働条件の改善や取引の適正化に繋げる。  
また、荷主企業を含む広く一般に対し、トラック・物流Gメンの活動を周知・啓発。

### ■街頭調査実施一覧

| 支 局 | 日 程    | 場 所              | Gメン調査員 | トラック・<br>物流Gメン | トラック運転者<br>聴き取り人数 | 違反原因行為<br>の件数 |
|-----|--------|------------------|--------|----------------|-------------------|---------------|
| 愛 知 | 11月12日 | 名古屋トラックステーション    | 2 人    | 6 人            | 27人               | 10件           |
| 愛 知 | 12月 6日 | 伊勢湾岸自動車道 刈谷Hオアシス | 4 人    | 7 人            | 32人               | 8 件           |
| 静 岡 | 11月13日 | 浜松トラックステーション     | 2 人    | 7 人            | 29人               | 7件            |
| 岐 阜 | 12月18日 | 中央自動車道・恵那峡SA     | 2 人    | 7 人            | 19人               | 2件            |
| 三 重 | 12月12日 | 亀山トラックステーション     | 2 人    | 4 人            | 23人               | 5件            |
| 福 井 | 11月20日 | 北陸自動車道・南条SA      | 2 人    | 6 人            | 14人               | 4件            |



（街頭調査の様子）

## 荷主パトロールの実施

2024年問題に対する荷主への広報・啓発活動の一環として、静岡県内の荷主企業16社に訪問し、トラック事業者が関係法令を遵守して、事業を遂行することの重要性について理解を得るための周知及びトラック運転者の労働環境の改善と標準的運賃の理解を呼びかけた。

### 【荷主パトロールの結果】（荷主企業における2024年問題に対する対応状況）

- ・ 荷役時間の短縮に向けて、パレットの導入を検討
- ・ 持続可能な物流に向け、運賃協議などにおける運送事業者側の意見に配慮
- ・ 雨天時や繁忙期における荷役作業等の削減を課題と認識して対策を検討中



（荷主パトロールの様子）

- 一般にトラック運送事業者の荷主・元請事業者に対する交渉力が弱い等の事情を踏まえ、**自社の適正な運賃を算出し、荷主等との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標**として、国土交通省から「標準的運賃」を告示（R2.4）
- **2024年3月**には、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請け発注時の手数料等も含めて、適正に転嫁できるよう、**設定金額や算定方法等について所要の見直しを実施**

## 「標準的運賃」の考え方

### 【距離制運賃】

| 関東運輸局 (単位：円)                             |                |                |                 |                   |
|------------------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 車種別<br>キロ程                               | 小型車<br>(2tクラス) | 中型車<br>(4tクラス) | 大型車<br>(10tクラス) | トレーラー<br>(20tクラス) |
| 10km                                     | 15,790         | 18,060         | 22,540          | 27,940            |
| 20km                                     | 17,600         | 20,160         | 25,330          | 31,550            |
| 30km                                     | 19,410         | 22,270         | 28,120          | 35,160            |
| 40km                                     | 21,220         | 24,370         | 30,920          | 38,770            |
| 50km                                     | 23,040         | 26,480         | 33,710          | 42,380            |
| 200km                                    | 50,270         | 57,860         | 74,880          | 95,470            |
| 200kmを超えて500km<br>まで20kmを増すごとに<br>加算する金額 | 3,630          | 4,140          | 5,370           | 6,910             |
| 500kmを超えて50km<br>を増すごとに加算する<br>金額        | 9,070          | 10,360         | 13,430          | 17,280            |

### 【時間制運賃】

| II 時間制運賃表   |                                                                                        | (単位:円)         |                |                 |                   |        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|--------|
| 種 別         | 車種別<br>局 別                                                                             | 小型車<br>(2tクラス) | 中型車<br>(4tクラス) | 大型車<br>(10tクラス) | トレーラー<br>(20tクラス) |        |
|             |                                                                                        |                |                |                 |                   |        |
| 基<br>礎<br>額 | 8<br>時<br>間<br>制                                                                       | 北海道            | 31,100         | 37,260          | 48,530            | 61,290 |
|             |                                                                                        | 東北             | 29,970         | 36,050          | 47,170            | 59,670 |
|             |                                                                                        | 関東             | 39,060         | 45,790          | 57,900            | 72,440 |
|             |                                                                                        | 北陸信越           | 31,280         | 37,440          | 48,090            | 61,470 |
|             |                                                                                        | 中部             | 35,710         | 42,130          | 53,700            | 67,370 |
|             |                                                                                        | 近畿             | 35,380         | 42,040          | 53,710            | 67,430 |
|             | 4<br>時<br>間<br>制                                                                       | 中部             | 32,420         | 38,640          | 49,950            | 62,950 |
|             |                                                                                        | 四国             | 30,700         | 36,800          | 47,060            | 60,590 |
|             |                                                                                        | 九州             | 30,890         | 36,980          | 48,060            | 60,680 |
|             |                                                                                        | 沖縄             | 29,010         | 35,890          | 44,810            | 56,880 |
|             |                                                                                        | 北海道            | 18,660         | 22,360          | 29,120            | 36,780 |
|             |                                                                                        | 東北             | 17,980         | 21,630          | 28,300            | 35,800 |
| 額           | 基<br>礎<br>額<br>に<br>上<br>記<br>の<br>運<br>賃<br>額<br>に<br>加<br>算<br>す<br>る<br>金<br>額      | 関東             | 23,440         | 27,470          | 34,740            | 43,460 |
|             |                                                                                        | 北陸信越           | 18,770         | 22,470          | 29,210            | 36,890 |
|             |                                                                                        | 中部             | 21,430         | 25,580          | 32,220            | 40,420 |
|             |                                                                                        | 近畿             | 21,350         | 25,220          | 32,230            | 40,460 |
|             |                                                                                        | 四国             | 19,450         | 23,180          | 29,970            | 37,770 |
|             |                                                                                        | 九州             | 18,420         | 22,080          | 28,780            | 36,350 |
|             | 8<br>時<br>間<br>制<br>に<br>上<br>記<br>の<br>運<br>賃<br>額<br>に<br>加<br>算<br>す<br>る<br>金<br>額 | 九州             | 18,530         | 22,190          | 28,840            | 36,410 |
|             |                                                                                        | 沖縄             | 16,800         | 20,330          | 26,880            | 34,130 |
|             |                                                                                        | 北海道            | 18,660         | 22,360          | 29,120            | 36,780 |
|             |                                                                                        | 東北             | 17,980         | 21,630          | 28,300            | 35,800 |
|             |                                                                                        | 関東             | 23,440         | 27,470          | 34,740            | 43,460 |
|             |                                                                                        | 北陸信越           | 18,770         | 22,470          | 29,210            | 36,890 |

### 料金等

- ◆ 割増 ⇒ 特殊車両、休日、深夜・早朝の割増を設定
- ◆ 待機時間料 ⇒ 30分を超えるごとに金額を設定  
合計2時間を超えた場合は5割加算
- ◆ 積込料、取卸料、附帯業務料  
⇒ 積込み、取卸し等附帯業務について別途料金收受
- ◆ 実費 ⇒ 有料道路利用料等について別途料金收受
- ◆ 燃料サーチャージ ⇒ 燃油価格に照らし算定方法を設定

## 導入のプロセス

STEP 1 標準的運賃制度を理解する

STEP 2 自社で運賃を計算する

STEP 3 荷主と運賃を交渉する

STEP 4 運賃の事後届出を行う

届出率：全国61.7%  
中部64.5%  
(令和6年11月末時点)

# 「標準的運賃」等の見直しのポイント

- 検討会での議論を踏まえ、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等の見直し方針を公表（令和5年12月15日）、運輸審議会への諮問等を経て告示（令和6年3月22日）。

## 1. 荷主等への適正な転嫁

### <運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの燃料費を120円に変更し、燃料サーチャージも120円を基準価格に設定【運賃】

### <荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、公共工事設計労務単価表を参考に、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算【運賃】

|         |         |        |        |
|---------|---------|--------|--------|
| 待機時間料   | →       | 1,760円 |        |
| 積込料・取卸料 | 機械荷役の場合 | →      | 2,180円 |
|         | 手荷役の場合  | →      | 2,100円 |

※金額はいずれも中型車（4クラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算【運賃】
- 標準運送約款において、運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を収受する旨を明記【約款】
- 「有料道路利用料」を個別に明記するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

## 2. 多重下請構造の是正等

### <「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等>

- 「下請け手数料」（運賃の10%を別に収受）を設定【運賃】
- 元請運送事業者は、実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知することを明記【約款】

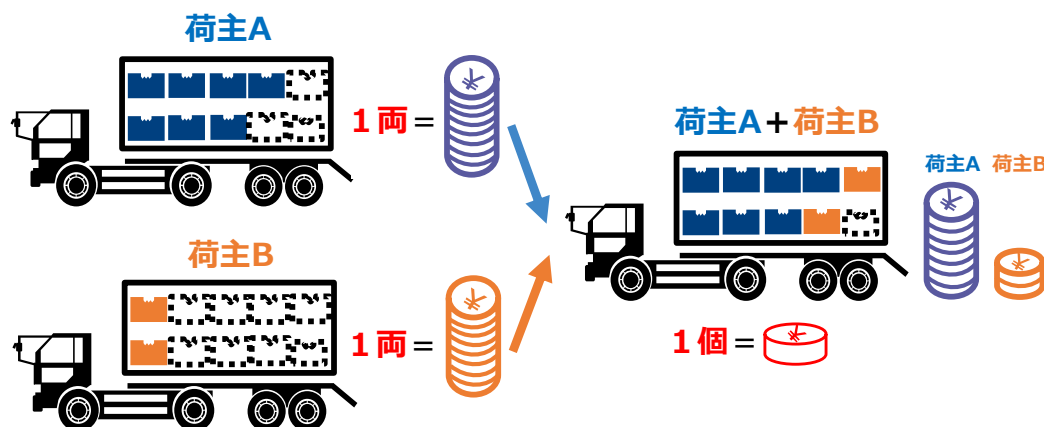
### <契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した電子書面（運送申込書／引受書）を交付することを明記【約款】

## 3. 多様な運賃・料金設定等

### <「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の「速達割増」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定【運賃】

### <その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の特殊車両割増を追加【運賃】
- 中止手数料の請求開始可能時期、金額を見直し【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、インターネットによる公表を可能とする【約款】

- ・トラック業界の現状／政策パッケージ
- ・トラック・物流Gメン／標準的運賃
- ・物流改正法について



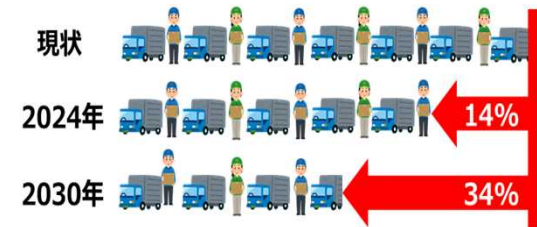
# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

## 背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。  
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

#### 【流通業務総合効率化法】

○①**荷主**\*<sup>1</sup>（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。  
\*<sup>1</sup>元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

### 2. トラック事業者の取引に対する規制措置

#### 【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け\*<sup>2</sup>。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*<sup>3</sup>を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

\*<sup>2,3</sup> 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制措置

#### 【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

# 新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省 3 省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**本年4月1日**より、**新物効法**に基づく**運送・荷役等の効率化**に向けた**基本方針**、**荷主・物流事業者の努力義務**、**判断基準**等を施行。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

## 基本方針のポイント ※本年（2025年）4月1日施行

### （1）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

- ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

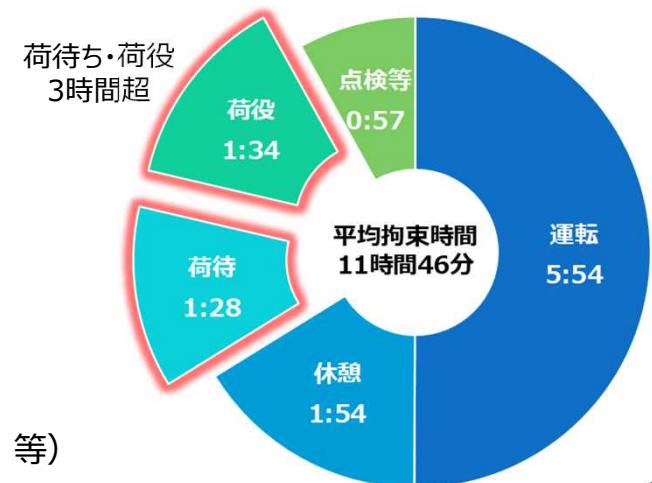
### （2）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
- ・ 国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

### （3）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置

- ・ 積載効率の向上等 ・ 荷待ち時間の短縮 ・ 荷役等時間の短縮

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



### （4）集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

- ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進 ・ 「送料無料」表示の見直し
- ・ 返品削減や欠品に対するペナルティの見直し

### （5）その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進 等）
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透 等）

（ドライバー実態アンケート調査(R6)より） 20

＜荷主・物流事業者の判断基準等＞

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① **積載効率の向上等**

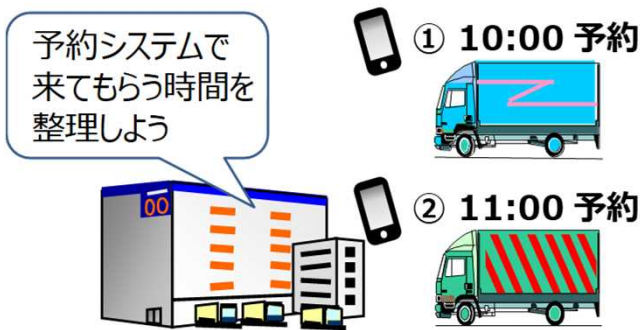
- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



**地域における配送の共同化**

② **荷待ち時間の短縮**

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



**トラック予約受付システムの導入**

③ **荷役等時間の短縮**

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



**パレットの利用や検品の効率化**

《荷主等の取組状況に関する調査・公表》

○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

《物流に係る事業者等の責務》

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。21



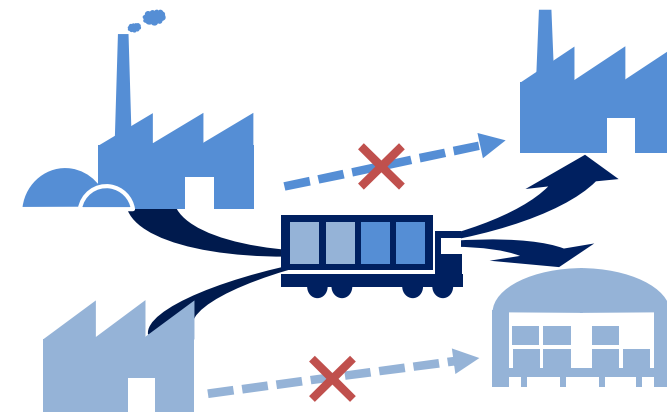
## 積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せを行うこと等により、**輸送網を集約**すること
- 荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、**配送の共同化**に取り組むこと
- 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、**実車率の向上**を図ること
- 配車システムの導入等により、**配車・運行計画の最適化**を行うこと
- 輸送量に応じた大型車両の導入等により、**積載することが可能な貨物の総量を増加**させること

※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、

- ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら**荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に実際に要したこれらの時間について情報提供**すること
- ・関係事業者がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること
- ・荷主が指示した時刻・時間帯に**遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告するとともに、理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。**
- ・取引先に対して、**共同輸配送のための個建て運賃の導入やリードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用などの提案を行うこと**

等にも取り組んでいただきたい。



積合せによる輸送網集約



地域の配送の共同化



求貨求車システムの活用

# 荷主（発荷主・着荷主）の判断基準・解説書の概要

## 積載効率の向上等

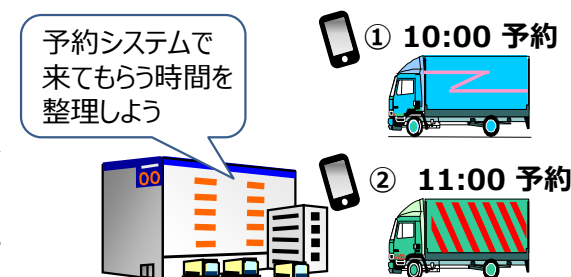
- トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保**や**荷主間の連携**に取り組むこと
- トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化**や**納品日の集約**等を通じた**発送量・納入量の適正化**や、**配車システムの導入**等を通じた**配車・運行計画の最適化**に取り組むこと
- 適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門（物流・販売・調達 等）の連携を促進**すること 等



**リードタイムの確保**

## 荷待ち時間の短縮

- トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと） 等



**予約受付システムの活用**

## 荷役等時間の短縮

- **パレット、カゴ車等の輸送用器具**の導入により、荷役等の効率化を図ること
- 貨物の出荷の際に、**出荷荷積み時の順序**や**荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**トラックドライバーの負担軽減**と**積卸し作業の効率化**を図ること
- ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること
- **バース等の荷捌き場**を貨物の量に応じて適正に確保し、作業環境を整えること 等

ユニット検品  
リスト上のパレットを  
チェックするだけ



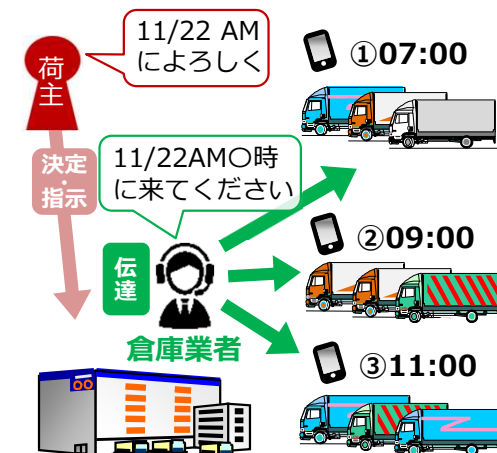


# 貨物自動車関連事業者（倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道）の判断基準・解説書の概要

## 荷待ち時間の短縮

※倉庫業者のみ努力義務が課される

- トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと）等

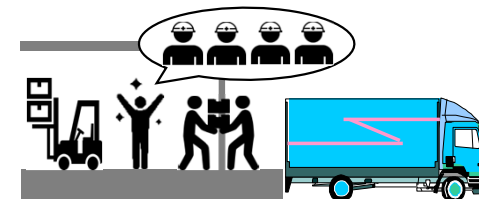
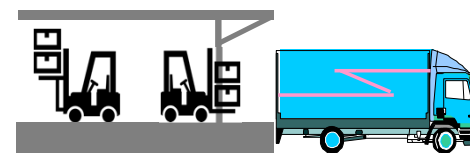
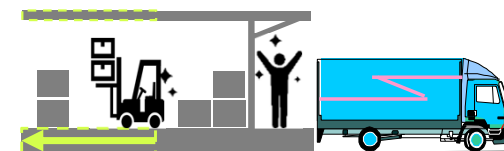


予約受付システムを活用した調整

## 荷役等時間の短縮

※全ての関連事業者に努力義務が課される

- **バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保**し、作業環境を整えること
- 荷役前後の搬出入の実施に関するマニュアルの作成や周知等により、**搬出入を迅速に行う**こと
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**ドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化**を図ること
- 発送先の荷主ごとに有償で**貨物を仕分けて**トラックドライバーに引き渡すこと
- 荷主から一貫パレチゼーション実現のためにパレットでの納品を提案された場合に、**その提案に有償で協力を行う**こと等により、荷役等の効率化を図ること
- **検品を効率的に実施するための機器**を導入すること等により、**検品作業の時間を短縮**すること 等



## 《特定事業者の指定基準》

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
（上位3,200社程度）

### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
（上位70社程度）

### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
（上位790社程度）

## 《中長期計画・定期報告の記載内容》

### 中長期計画

- 作成期間
  - ・ 毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
  - （1） 実施する措置
  - （2） 実施する措置の具体的な内容・目標等
  - （3） 実施時期 等

### 定期報告

- 記載内容
  - （1） 事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
  - （2） 判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
  - （3） 荷待ち時間等の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
  - ・ 取組の実効性の確保を前提としてサンプリング等の手法を許容
  - ・ 荷待ち時間等が一定時間以内の場合には報告省略が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

## 《物流統括管理者（CLO）の業務内容》 ※CLO：Chief Logistics Officer

○物流統括管理者は、ロジスティクスを司るいわゆるCLOとしての経営管理の視点や役割も期待されているため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の経営幹部から選任し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針の作成や事業管理体制の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成・実施・評価
- ・ 社内の関係部門（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）間の連携体制の構築や社内研修の実施 等

## 今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- 2024年11月27日 合同会議取りまとめを策定・公表
- 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布

- 2025年4月1日 法律の施行①

基本方針  
荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準  
判断基準に関する調査・公表 等

- 2025年秋頃（P） 判断基準に関する調査・公表の実施

- 2026年4月（想定） 法律の施行②

特定事業者の指定  
中長期計画の提出・定期報告  
物流統括管理者（CLO）の選任 等

- 2026年4月末（P） 特定事業者の届出～指定手続  
→荷主は、指定後速やかに物流統括管理者の選任届出
- 2026年10月末（P） 中長期計画の提出
- 2026年秋頃（P） 判断基準に関する調査・公表の実施

定期報告に向けて、努力義務の実施状況把握

- 2027年7月末（P） 定期報告の提出

## 1.書面交付関係

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
  - ・ 真荷主\*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
  - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

\*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物自動車運送事業者以外のもの

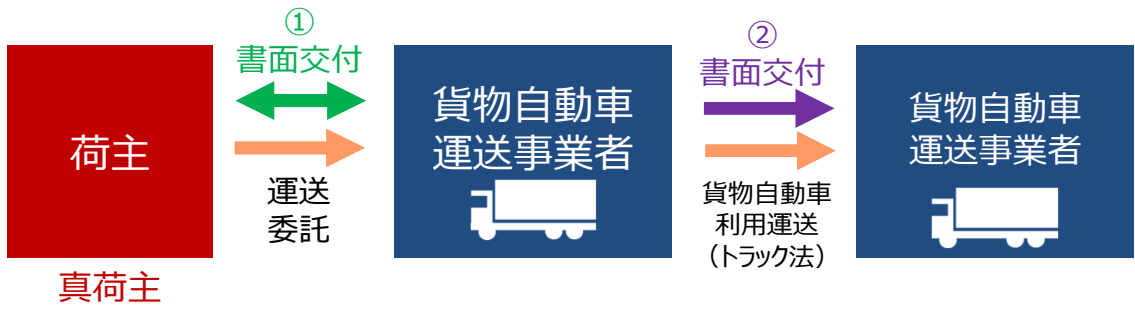
### 【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

- ・ メール等の電磁的方法でも可
- ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

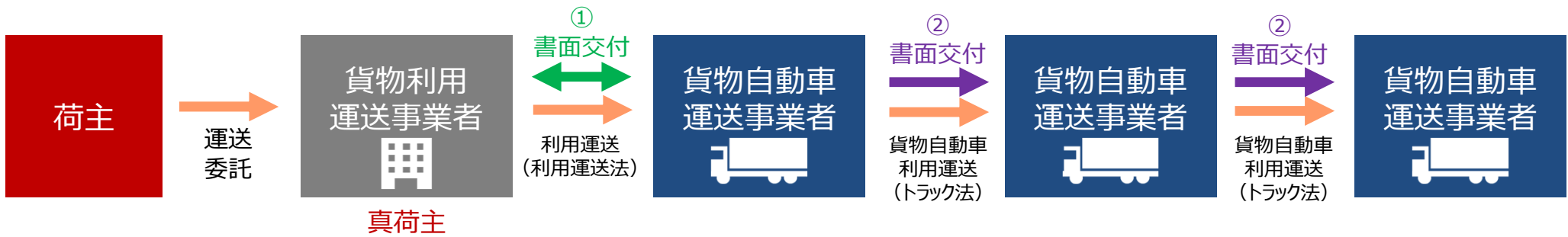
# 書面交付の義務付けについて

## <パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>

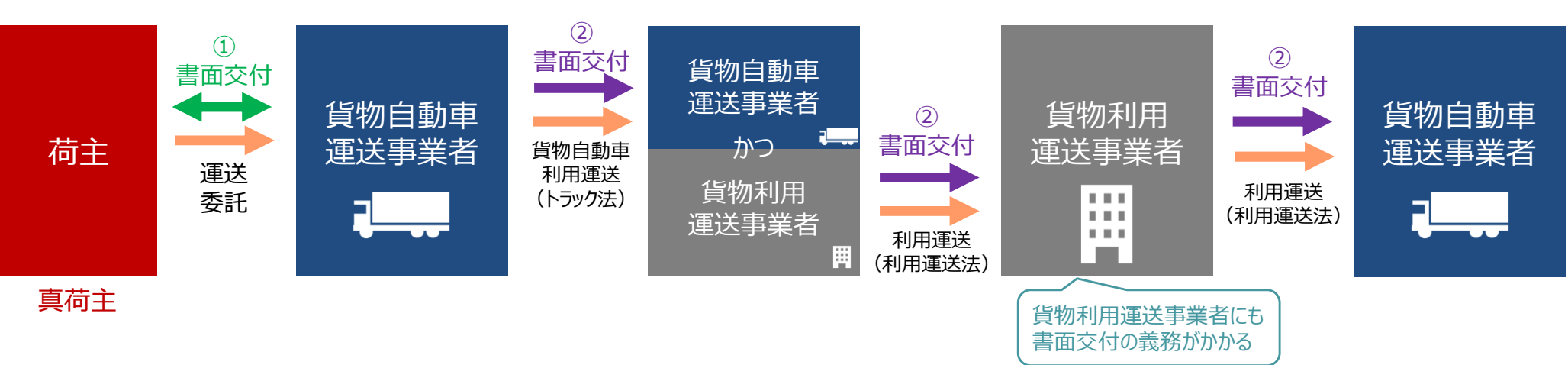


- ①：第12条の規定に基づく書面交付 (真荷主⇄トラック事業者)
- ②：第24条の規定に基づく書面交付 (トラック事業者・利用運送事業者 ⇒ トラック事業者・利用運送事業者)

## <パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



## <パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>





交付書面の一例

運送申込書／運送引受書

※赤字は法定事項

(※)申込者は本枠内を記入します。  
ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

I 運送契約の当事者等

|                                                                        |  |        |               |        |                  |
|------------------------------------------------------------------------|--|--------|---------------|--------|------------------|
| 申込者                                                                    |  | 社名又は氏名 | 〇〇食品㈱         | 電話     | 028-111-▲▲▲▲     |
|                                                                        |  | 住所     | 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 | FAX    | 028-222-▲▲▲▲     |
|                                                                        |  |        |               | E-mail | ▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp  |
|                                                                        |  |        |               | 【担当者名】 | 国土 花子            |
| 標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾 <input checked="" type="checkbox"/> |  |        |               |        |                  |
| 荷受人                                                                    |  | 社名又は氏名 | △△商店          | 電話     | 03-5555-△△△△     |
|                                                                        |  | 住所     | 東京都△△区△△3-3-3 | FAX    | —                |
|                                                                        |  |        |               | E-mail | —                |
|                                                                        |  |        |               | 【担当者名】 | 貨物 三郎            |
| 運送を引き受ける者                                                              |  | 社名又は氏名 | □□運輸㈱         | 電話     | 028-333-xxxx     |
|                                                                        |  | 住所     | 栃木県□□市□□2-2-2 | FAX    | 028-444-xxxx     |
|                                                                        |  |        |               | E-mail | xxxxxx@xxx.co.jp |
|                                                                        |  |        |               | 【担当者名】 | 運輸 一郎            |

II 運送の役務

|                                                                            |           |    |        |            |                 |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------|----|--------|------------|-----------------|
| 集貨先／発送地                                                                    | 〇〇食品㈱ A工場 |    |        | 集貨／発送の希望日時 | 令和7年4月5日 9時～12時 |
| 配達先／到着地                                                                    | △△商店      |    |        | 配達／到着の希望日時 | 令和7年4月5日 14～16時 |
| 運送保険加入の委託 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |           |    |        |            |                 |
| 品名                                                                         | 冷凍食品      | 品質 | -15℃以下 | 重量又は容積     | 1トン             |
| 運送の扱種別                                                                     | 貸切距離制     |    | 車種     | 冷凍車(1トン)   | 台数              |
|                                                                            |           |    |        |            | 1 両             |

III 荷役作業・附帯業務等

|          |                                                                  |                  |          |                                                                  |                  |
|----------|------------------------------------------------------------------|------------------|----------|------------------------------------------------------------------|------------------|
| 積込み作業の委託 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 予定作業時間 ( 30分程度 ) | 取卸し作業の委託 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 予定作業時間 ( 30分程度 ) |
| 附帯業務の内容  | 倉庫内における検品・梱入れ作業<br>(予定作業時間 : 60分程度)                              |                  |          |                                                                  |                  |

IV 運賃及び料金

|             |          |                           |         |             |         |
|-------------|----------|---------------------------|---------|-------------|---------|
| 運賃          | 50,000 円 | 燃料サーチャージ                  | 2,000 円 | 有料道路利用料(税込) | 4,000 円 |
| 積込料         | 2,500 円  |                           |         |             |         |
| 取卸料         | 2,500 円  |                           |         |             |         |
| 待機時間料       | 円        | (見込み待機時間: 分、 30分あたり単価: 円) |         |             |         |
| 附帯業務料       | 品代金の取立て  | 円                         | 荷掛金の立替え | 円           |         |
|             | 荷造り      | 円                         | 仕分け     | 円           |         |
|             | 保管       | 円                         | 検収及び検品  | 1,500 円     |         |
|             | 横持ち及び縦持ち | 円                         | 梱入れ     | 1,500 円     |         |
|             | ラベル貼り    | 円                         | はい作業    | 円           |         |
| 消費税額        | 6,000 円  |                           |         |             |         |
| 合計額         | 70,000 円 |                           |         |             |         |
| 運賃及び料金の支払方法 |          | 銀行振込(支払期日:令和7年4月4日)       |         |             |         |

V その他

|            |              |            |              |
|------------|--------------|------------|--------------|
| 集貨／発送の予定日時 | 令和7年4月5日 12時 | 配達／到着の予定日時 | 令和7年4月5日 15時 |
| 【車両番号】     | 〇〇123あ××××   | 【運転者名】     | 運輸 次郎        |

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和 7年 4月 1日

運送引受者(貨物自動車運送事業者)

□□運輸㈱ 代表取締役 運輸 太郎

あくまでも一例であり、法定事項が網羅されていれば、既存のものやメール等でも可(新たに書面を作成する必要はない)

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例(※赤字は法定事項)

|                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 真荷主→トラック事業者 メール送信                                                                                                                                                                               | トラック事業者→真荷主 メール返信                                                                                                                                                                               |
| 差出人: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp<br>送信日時: 2025 年 4月 1日 火曜日 10:57<br>宛先: ▲▲▲▲▲@xxx.co.jp<br>件名: 【運送依頼】 冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品㈱                                                                           | 差出人: xxxxxx@xxx.co.jp<br>送信日時: 2025 年 4月 1日 火曜日 13:25<br>宛先: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp<br>件名: RE: 【運送依頼】 冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品㈱                                                                      |
| □□運輸㈱ 御中                                                                                                                                                                                        | 〇〇食品㈱ 国土さま                                                                                                                                                                                      |
| 下記のとおりお願いいたします。                                                                                                                                                                                 | メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)                                                                                                                                                                     |
| 車種等: 冷凍車 1 両、貸切距離制<br>品名: 冷凍食品 1 トン (10パレット)<br>積込: 4/5 12 時 (〇〇食品 A工場)<br>取卸: 4/5 15 時 (△△商店)<br>積込作業の委託: 有、30 分程度<br>取卸作業の委託: 有、30 分程度<br>附帯業務の内容:<br>15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における<br>検品・梱入れ作業 | □□運輸㈱ □□課 運輸 一郎<br>〒xxx-xxxx<br>栃木県□□市□□2-2-2<br>Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx                                                                                                            |
| 運送保険加入の委託: 無                                                                                                                                                                                    | -----Original Message-----<br>差出人: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp<br>送信日時: 2025 年 4月 1日 火曜日 10:57<br>宛先: xxxxxx@xxx.co.jp<br>件名: 【運送依頼】 冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 〇〇食品㈱                                            |
| 運賃 50,000 円<br>有料道路利用料(税込) 4,000 円<br>燃料サーチャージ 2,000 円、<br>積込料及び取卸料 5,000 円<br>附帯業務料: 3,000 円<br>消費税 6,000 円 合計: 70,000 円                                                                       | □□運輸㈱ 御中                                                                                                                                                                                        |
| 支払方法: R7.4.4 銀行振込                                                                                                                                                                               | 下記のとおりお願いいたします。                                                                                                                                                                                 |
| 〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子<br>〒▲▲-▲▲▲<br>栃木県〇〇市〇〇1-1-1<br>TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲<br>E-MAIL: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp                                                                                      | 車種等: 冷凍車 1 両、貸切距離制<br>品名: 冷凍食品 1 トン (10パレット)<br>積込: 4/5 12 時 (〇〇食品 A工場)<br>取卸: 4/5 15 時 (△△商店)<br>積込作業の委託: 有、30 分程度<br>取卸作業の委託: 有、30 分程度<br>附帯業務の内容:<br>15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における<br>検品・梱入れ作業 |
|                                                                                                                                                                                                 | 運送保険加入の委託: 無                                                                                                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                 | 運賃 50,000 円<br>有料道路利用料(税込) 4,000 円<br>燃料サーチャージ 2,000 円、<br>積込料及び取卸料 5,000 円<br>附帯業務料: 3,000 円<br>消費税 6,000 円 合計: 70,000 円                                                                       |
|                                                                                                                                                                                                 | 支払方法: R7.4.4 銀行振込                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                 | 〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子<br>〒▲▲-▲▲▲<br>栃木県〇〇市〇〇1-1-1<br>TEL:028-111-▲▲▲ / FAX:028-222-▲▲▲<br>E-MAIL: ▲▲▲▲▲@▲▲.co.jp                                                                                      |

(※)トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

## 2-1.健全化措置関係＜努力義務について＞

- 元請事業者等に対し、利用運送を行うときに、**委託先への発注適正化（健全化措置）**を講ずることを**努力義務化**。具体的な内容は以下のとおり。

【健全化措置の内容】 ※次ページにイメージ図を掲載

- ① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること
- ② 荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること
- ③ 委託先のトラック事業者が再委託を行う場合に関し、委託先に対して、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと

※あくまでも例示であり、委託先に対してその他の条件を付すことによって対応していただくことでも問題ありません。

例) 「再委託を行う場合は、再委託先の運送に要する費用を聞き取る場を設けたうえで申込みをすること」 など

# 健全化措置のイメージ

| 措置の内容                                                                              | イメージ                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをすること。</p>                            | <p>いくらで運送できますか？</p> <p>燃料費高騰のため、100万円以下だと赤字です。</p> <p>110万円で申し込みます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>元請 下請 元請 下請</p> <p>概算額をヒアリング 概算額を勘案し申込み</p>                                                                                                         |
| <p>② 荷主が提示する運賃・料金が①の概算額を下回る場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。</p>                 | <p>荷物が通常より多くなるのですが、いつもの90万円でお願いできますか？</p> <p>トラック足りないから1台追加で下請けにださなくちゃ・・・</p> <p>いくらで運送できますか？</p> <p>ご依頼の荷物量だと、トラック1台追加する必要があるので、価格交渉させて下さい。</p> <p>確認します。</p> <p>元請 下請 元請 下請</p> <p>110万円は必要です。</p> <p>「荷主が提示する運賃・料金 &lt; ①の概算額」の場合 運賃・料金を交渉</p> |
| <p>③ 委託先の一般貨物自動車運送事業者が再委託を行う場合に関し、委託先に対して、例えば「二以上の段階にわたる委託（再々委託）の制限」等の条件を付すこと。</p> | <p>引き受けた運送を他の事業者にも再委託する場合、再々委託は行われなくしてください。</p> <p>条件を付す</p> <p>1段階目の委託 (再委託)</p> <p>2段階目の委託 (再々委託)</p> <p>A社 B社 C社 D社</p> <p>=「委託先の一般貨物自動車運送事業者」</p>                                                                                             |

## 2-2.健全化措置関係＜運送利用管理規程の作成義務・運送利用管理者の選任義務について＞

- 前年度の利用運送量（貨物自動車運送事業法に基づくものに限る。）が100万トン以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任及び**国土交通大臣への届出**を義務付け

## 【運送利用管理規程の内容】

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項
- ② 健全化措置の内容に関する事項
- ③ 健全化措置の管理体制に関する事項
- ④ 運送利用管理者の選任に関する事項

※毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断。

※事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任。

## 【運送利用管理者の職務】

- ① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ② 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③ 実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

※届出期限は、利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで。

⇒ 令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年4月1日～令和7年7月10日の間に届出をする必要。

### 3.実運送体制管理簿関係

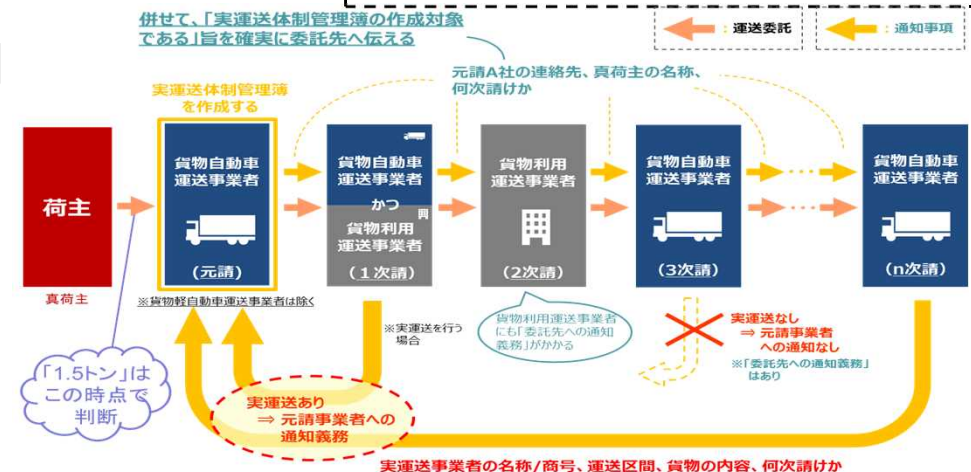
- **元請事業者**に対し、以下の事項について記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**
  - ※ 作成の対象となる貨物の重量は**1.5トン**以上
  - ※ 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合、運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）
- 作成した実運送体制管理簿は**1年間保存する**こと
- **各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を**義務付け**

※真荷主から**運送依頼があった時点**で判断。  
実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ない。

※系列化等により下請構造が固定化されている場合（真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態）を想定。

#### 【実運送体制管理簿の記載事項】

- ① 実運送事業者の**商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の**請負階層**





# 実運送体制管理簿の作成主体について

## <パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



 : 管理簿の作成主体

## <パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



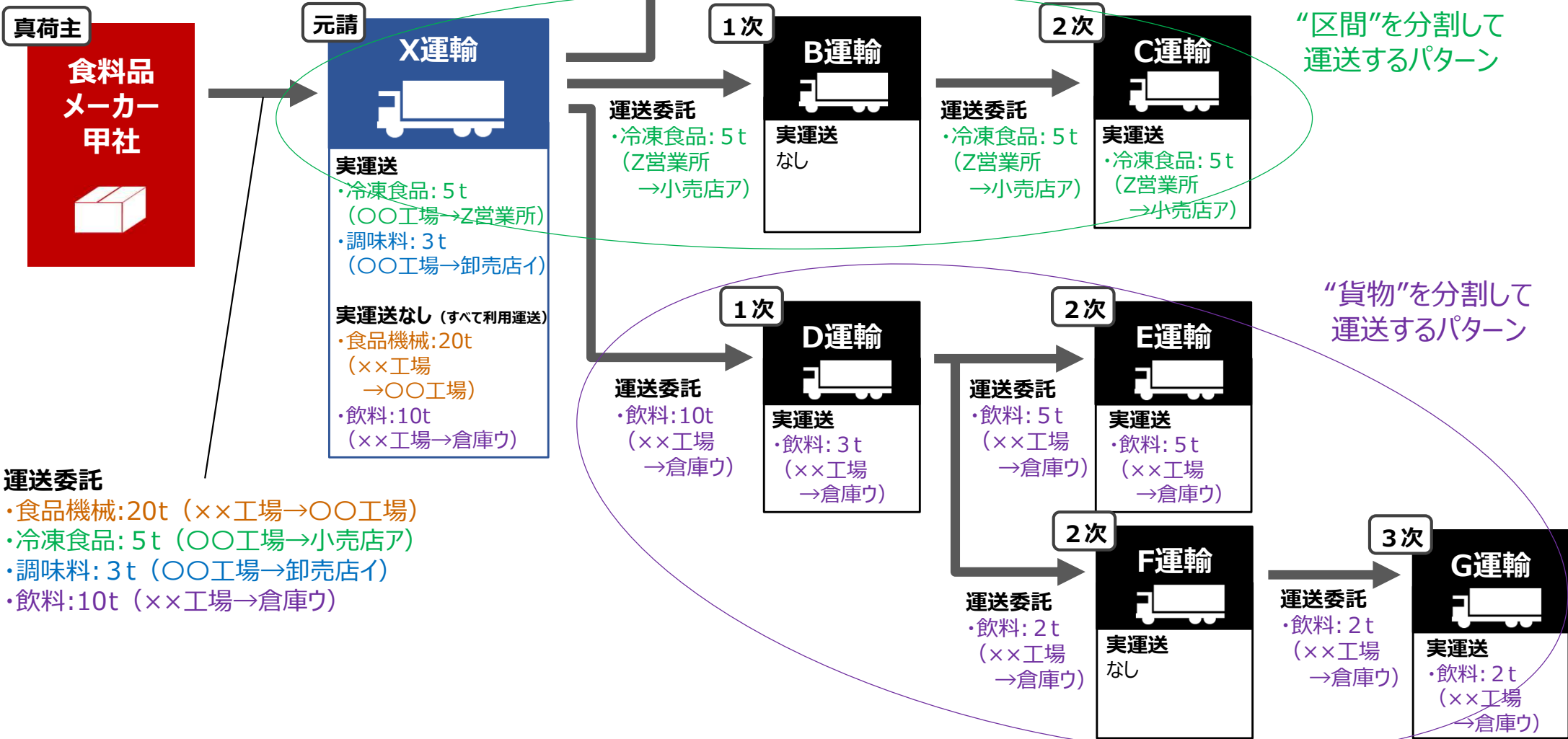
## <パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



# 実運送体制管理簿のイメージ

## 事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社(食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社)
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、下図のような委託関係により運送した場合



# 実運送体制管理簿のイメージ

・既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

事例：トラック事業者X運輸

- ・荷主3社（食料品メーカー甲社、製紙メーカー乙社、機械メーカー丙社）
- ・食料品メーカー甲社からの運送依頼について、前ページの下請構造により運送した場合

赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）

※元請事業者自身が管理簿に記載されるのは  
「一部を自身が実運送し、残りを利用運送した場合」のみ

実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）

※元請事業者は実運送をしていない（すべて利用運送した）  
ため、元請事業者自身は管理簿には記載されない

実運送体制管理簿（食料品メーカー甲社）

| 積込日    | 運送区間      | 貨物の内容 | 実運送事業者の商号又は名称 | 請負階層 | 車番    | ドライバー名 | ... |
|--------|-----------|-------|---------------|------|-------|--------|-----|
| 2/1(木) | ××工場～○○工場 | 食品機械  | A運輸           | 1次請け | 11-11 | ○○     |     |
| 2/1(木) | ○○工場～Z営業所 | 冷凍食品  | X運輸           | 元請け  | 22-22 | ○○     |     |
| 2/1(木) | Z営業所～小売店ア | 冷凍食品  | C運輸           | 2次請け | 33-33 | ○○     |     |
| 2/2(金) | ××工場～倉庫ウ  | 飲料    | D運輸           | 1次請け | 44-44 | ○○     |     |
| 2/2(金) | ××工場～倉庫ウ  | 飲料    | E運輸           | 2次請け | 55-55 | ○○     |     |
| 2/2(金) | ××工場～倉庫ウ  | 飲料    | G運輸           | 3次請け | 66-66 | ○○     |     |
| ⋮      | ⋮         | ⋮     | ⋮             | ⋮    | ⋮     | ⋮      |     |

※「調味料」は元請事業者がすべて自身で実運送した（利用運送を行っていない）ため、管理簿への記録は不要

## 4.その他の制度改革（令和7年4月1日施行）

### ○荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両の拡大

- ・ 業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両が、現行の「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両」から、全ての車両に拡大されます。

### ○特定貨物自動車運送事業の事業譲渡等に係る手続の変更

- ・ 特定貨物自動車運送事業の譲渡、合併・分割又は相続が発生した場合、事業の権利義務は自動的に承継されることとなっており、権利義務を承継した者は事後の届出義務のみ課されることとされているところ。
- ・ 今般、特定貨物自動車運送事業についても、一般貨物自動車運送事業者と同様に事業譲渡等の際に権利義務を承継する者の適格性を審査するために、届出制が認可制に変更となります。

# 静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善 地方協議会の令和7年度の進め方について

---

令和7年3月3日

**静岡県トラック輸送における取引環境・  
労働時間改善協議会 事務局**



# 令和7年度の協議会での取組計画(案)

- ・既に本年度（2024年度）から時間外労働規制の適用が始まっているが、取引環境・労働時間改善の課題は令和6年度時点を乗り越えれば解決する一過性のものではなく、中長期的に継続して課題に対応していく必要がある。
- ・よって、来年度以降も引き続き協議会を開催し、荷主企業や一般消費者への理解を深め、トラック輸送における取引環境・労働時間の改善に向けた取組を実施していく方針。

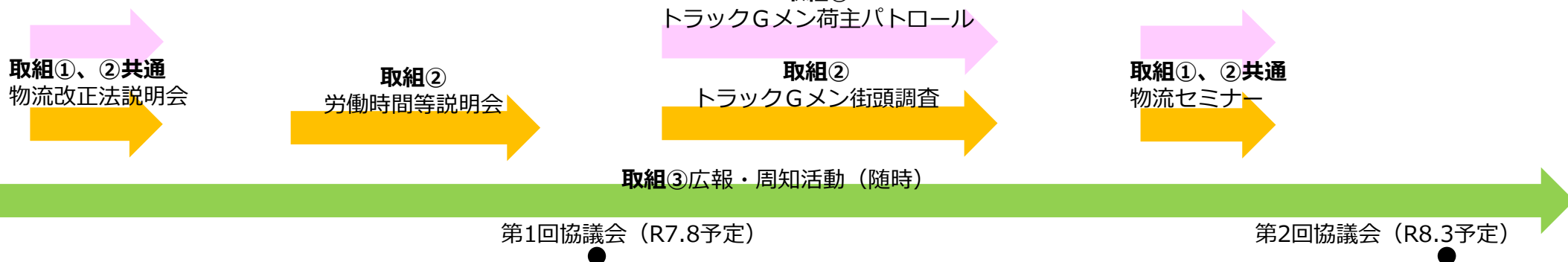
## 令和7年度取組計画(方向性)

**取組① 荷主企業向け**に、物流改正法や改正改善基準告示の周知・啓発、その他取組を実施。

**取組② トラック事業者向け**に、物流改正法の周知・啓発や改正改善基準告示等への理解を深めるための説明会の開催、その他取組を実施。

**取組③** 広報・周知活動の実施

## <協議会・取組スケジュール>



# 経済産業省の物流政策について

令和7年 3 月

経済産業省 関東経済産業局 流通・サービス産業課

**1. 改正物流法について**

**2. 令和6年度補正予算**

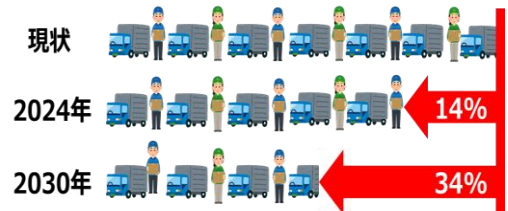
# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

## 背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

○①**荷主**\*<sup>1</sup>（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\*<sup>1</sup>元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

### 【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

### 2. トラック事業者の取引に対する規制措置

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を義務付け。

○**運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け\*<sup>2</sup>。

○他の事業者の**運送の利用（＝下請に出す行為）の適正化**について努力義務\*<sup>3</sup>を課するとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程の作成、責任者の選任**を義務付け。\*<sup>2-3</sup> 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 【貨物自動車運送事業法】

### 3. 軽トラック事業者に対する規制措置

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

### 【貨物自動車運送事業法】

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

○積載率向上による輸送能力の増加

年間125時間/人削減

16パーセント増加

# 荷主・物流事業者に対する規制的措施（物流効率化法）

荷主・物流事業者間の**商慣行**を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

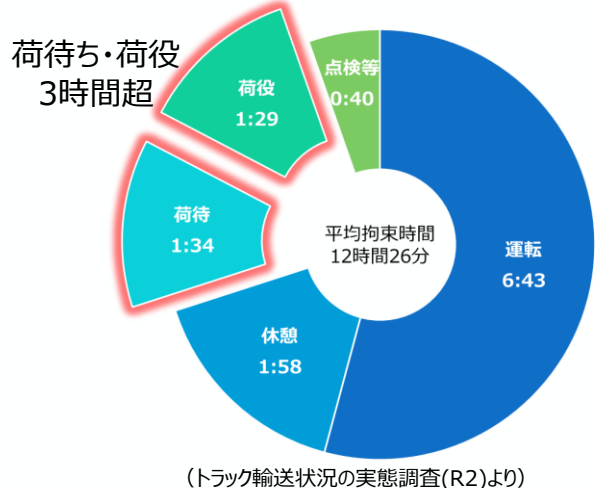
## すべての事業者

- 荷主\***（発荷主、着荷主）・**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。  
\*元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

## 一定規模以上の事業者

- 上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。
- さらに、うち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。  
※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉  
【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】      【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】      【荷主等が取り組むべき措置の例】



| 取り組むべき措置 | 判断基準（取組の例）                                    |
|----------|-----------------------------------------------|
| 荷待ち時間の短縮 | 適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等                  |
| 荷役時間の短縮  | パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等 |
| 積載率の向上   | 余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等                      |





# (参考) 三省合同会議の実施について

- 物流の生産性向上や適正運賃の収受を図るための「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立したことを受けて、改正法に基づく具体的な取組を進めるため、国土交通省、経済産業省及び農林水産省共同で、標記の合同会議を設置。

## ■ 建付け

- ・ 交通政策審議会交通体系分科会物流部会、
  - ・ 産業構造審議会商務流通情報分科会流通小委員会、
  - ・ 食料・農業農村政策審議会食料産業部会物流小委員会、
- の合同会議として実施。

## ■ 論点

- ①改正法に基づく基本方針の策定
- ②荷主・物流事業者等の判断基準の策定
- ③特定事業者（荷主・物流事業者等）の裾切り基準の設定
- ④特定事業者の中長期計画・定期報告の記載事項
- ⑤物流に係る評価制度に係る検討（評価項目や評価方法、その体制に係る検討の頭出し、検討に係るWGの設置の決定）
- ⑥その他（特別事業者（元請トラック事業者等）の裾切り基準の設定など）

## ■ スケジュール

後述

## ■ 構成員

<交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会 委員>

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 根本 敏則 | 敬愛大学 特任教授           |
| 二村真理子 | 東京女子大学 現代教養学部 教授    |
| 小林 潔司 | 京都大学 経営管理大学院 特任教授   |
| 住野 敏彦 | 全日本交通運輸産業労働組合協議会 議長 |
| 大串 葉子 | 同志社大学 大学院 教授        |
| 大島 弘明 | 流通経済大学 流通情報学部 教授    |
| 若林亜理砂 | 駒澤大学 法科大学院 教授       |

<産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会 委員>

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 橋本 雅隆 | 明治大学 グローバル・ビジネス研究科 専任教授                   |
| 小野塚征志 | 株式会社ローランド・ベルガー パートナー                      |
| 北川 寛樹 | ボストンコンサルティンググループ合同会社<br>マネジングディレクター・パートナー |

|       |              |
|-------|--------------|
| 首藤 若菜 | 立教大学 経済学部 教授 |
| 高岡 美佳 | 立教大学 経営学部 教授 |

<食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 委員>

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 矢野 裕児 | 流通経済大学 流通情報学部 教授         |
| 加藤 弘貴 | 公益財団法人流通経済研究所 専務理事       |
| 北條 英  | 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 理事 |
| 河野 康子 | 一般財団法人日本消費者協会 理事         |
| 飴野 仁子 | 関西大学 商学部 教授              |

<事務局>

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 国土交通省 | 物流・自動車局 物流政策課                 |
| 経済産業省 | 商務・サービスグループ 物流企画室             |
| 農林水産省 | 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課物流生産性向上推進室 |

<オブザーバー>

荷主・連鎖化事業者を所管する関係省庁の関係部局

# 改正物流効率化法の施行に向けたスケジュール【想定】

➤ 2024年 4月26日 法案成立

➤ 2024年 5月15日 法律公布

## 下位法令検討プロセス

➤ 2024年 6月28日 第1回合同会議を開催し、規制的措置の施行に向けた検討を開始

➤ 2024年 7月以降 事務局にて各種業界団体と意見交換（荷主関係55団体、物流事業者関係9団体 等）

➤ 2024年 8月26日 第2回合同会議を開催し、取りまとめ素案の提示や業界団体からのヒアリング等を実施

➤ 2024年 9月26日 第3回合同会議を書面開催し、取りまとめ案について審議

➤ 2024年 9月27日～10月26日 取りまとめ案についてパブリックコメントを実施（意見提出件数 合計875件）

➤ 2024年 11月11日 第4回合同会議を開催し、パブリックコメントの結果を踏まえ、取りまとめ案について審議

➤ 2024年 11月27日 合同会議取りまとめを策定・公表

➤ 2024年 12月以降 政省令等の案の作成 → パブリックコメントを実施

➤ 2025年 2月以降 政省令等の公布

➤ 2025年度～ 法律・政省令の施行①（基本方針、努力義務・判断基準 等）※（2025年度中）各事業者による重量の算定

➤ 2026年度～ 法律・政省令の施行②（特定事業者の措置  
[特定事業者の指定、中長期計画の提出・物流統括管理者の選定 等]）

➤ 2027年度～ 法令に基づく定期報告の提出開始

1. 改正物流法について

2. 令和6年度補正予算

# 持続可能な物流を支える物流効率化実証事業

令和 6 年度補正予算額 **23億円**

(1) 商務・サービスG物流企画室  
(2) 商務・サービスG  
消費・流通政策課/物流企画室

| 事業の内容                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>事業目的</b></p> <p>「物流2024年問題」への対応として、今年 4 月に改正物流法が成立。全荷主・物流事業者に対し、物流効率化のための取組を義務づける中、複数企業が連携する物流効率化に資する取組に対し、システム構築費用等の補助を行い、物流効率化の取組を促す。</p> <p>また、地域における物流の維持は今後ますます重要。増加が見込まれる買物困難者への対応策として、先進的なモデル事例を組成する。</p>                          |
| <p><b>事業概要</b></p> <div><p>(1) 物流効率化に資する連携実証事業</p><p>企業規模を問わず、複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助することを通じて、改正物流法の取組の実効性を高める。</p></div> <p>(2) 買物困難者対策事業</p> <p>地域における買物困難者対策を支援するため、自動配送ロボットの実証実験等を補助。</p> |

| 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 物流効率化に資する連携実証事業</p> <div><p>国 → 補助(定額) → 民間企業等 → 補助(1/2) → 民間企業等</p></div>                                                                              |
| <p>(2) 買物困難者対策事業</p> <div><p>国 → 補助(定額) → 民間企業等 → 補助(1/2) → 民間企業等</p></div>                                                                                    |
| 成果目標                                                                                                                                                           |
| <p>本実証事業を通じ、複数企業が連携した物流効率化に資する取組を促進し、2024年問題及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消を行い、我が国の物流の効率化を進め、トラックの積載効率50%を目指す。また買物アクセスに支障を有する地域での購買機会確保を目指し、買物困難者対策に資するサービスの展開を目指す。</p> |

# 中小企業省力化投資補助事業

## 3,000億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和6年に再編)

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

#### 事業概要

##### (1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

##### (2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

| 枠・類型        | 補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合 |                   | 補助率                                                                                                                    |
|-------------|------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カタログ<br>注文型 | 5人以下                   | 200万円 (300万円)     | 1/2                                                                                                                    |
|             | 6~20人                  | 500万円 (750万円)     |                                                                                                                        |
|             | 21人以上                  | 1000万円 (1500万円)   |                                                                                                                        |
| 一般型         | 5人以下                   | 750万円 (1,000万円)   | 1/2、小規模・再生 2/3<br>※補助金額1,500万円までは<br>1/2もしくは2/3、1,500万円<br>を超える部分は1/3<br>※最低資金引上げ特例：<br>補助率を2/3に引上げ（小規<br>模・再生事業者は除く。） |
|             | 6~20人                  | 1,500万円 (2,000万円) |                                                                                                                        |
|             | 21~50人                 | 3,000万円 (4,000万円) |                                                                                                                        |
|             | 51~100人                | 5,000万円 (6,500万円) |                                                                                                                        |
|             | 101人以上                 | 8,000万円 (1億円)     |                                                                                                                        |

### 導入支援イメージ

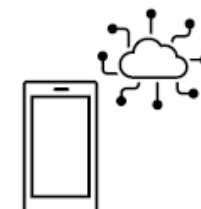
#### カタログ注文型

・自動券売機 ・無人搬送車



#### 一般型

・カスタマイズ機器 ・ソフト+ハード





# 農林水産省の物流対策について

---

|                            |   |
|----------------------------|---|
| I. 農林水産省物流対策本部             | 1 |
| II. 持続可能な食品等流通緊急対策事業       | 2 |
| III. 農林水産省の予算を活用した輸送実証取組事例 | 3 |
| IV. 物流生産性向上推進事業の公募         | 7 |
| V. 物流生産性向上推進事業の公募結果        | 9 |

農林水産省

関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課

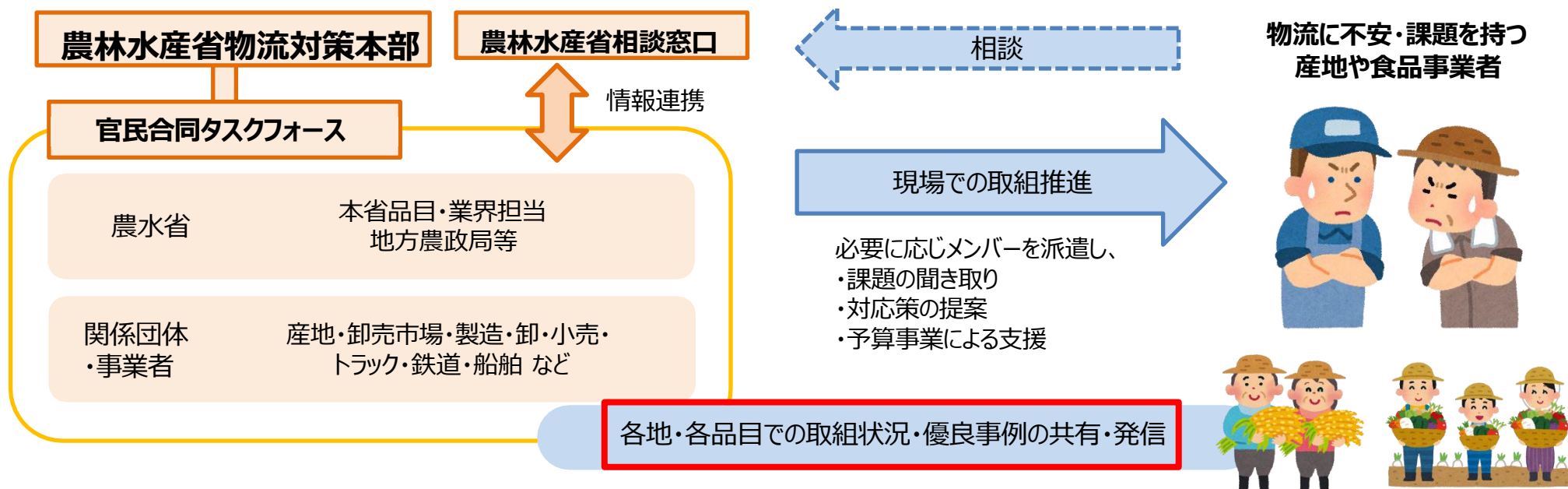
**MAFF**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries

農林水産省

# 農林水産省物流対策本部

- ・ 令和5年12月、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」を設置。
- ・ また、本省・各地方農政局等に「農林水産物・食品物流相談窓口」を設置。
- ・ 本部の下に、農業団体、食品産業団体のほか物流団体の協力も得て「官民合同タスクフォース」を立ち上げ。物流の確保に不安や課題を抱える産地等に対し、必要に応じ、タスクフォースメンバーの現地派遣を行い、中継輸送やパレット化などについての具体的な改善策を提案することで、全国各地・各品目の現場での取組を推進。



# 持続可能な食品等流通緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 2,973百万円】

## <対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①**物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組**、②**物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入**、③**中継共同物流拠点の整備の支援等**を行うことにより、農産物等の物流革新を加速化し、将来にわたって持続可能な食品流通網を構築します。

## <事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 物流生産性向上推進事業

973百万円

#### ① 物流生産性向上実装事業

**物流の標準化**（標準仕様のパレット導入等）、**デジタル化・データ連携**（伝票の電子化、トラック予約システム等）、**モーダルシフト**（船舶等による農林産品共同輸送等）、**ラストワンマイル配送等の取組**を支援します。

#### ② 物流生産性向上設備・機器等導入事業

**物流の効率化**、**デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入**を支援します。

#### ③ 推進事業

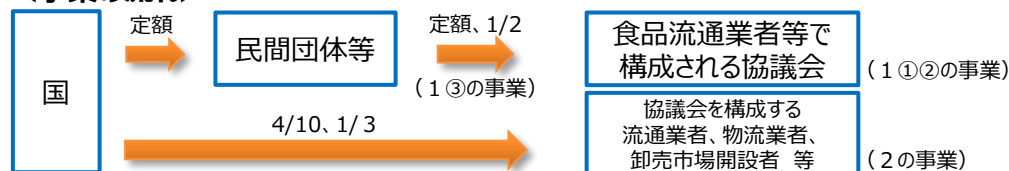
関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案を行い、関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての**指導・助言**を行うとともに、**優良事例の発信**を支援します。また、**産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等**を行います。

### 2. 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要な**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

#### <事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）  
（2の事業）食品流通課卸売市場室（03-6744-2059）

流通関係者による協議会

産地

卸売業者

小売業者

物流事業者

ITベンダー

等

### 補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

#### <実装支援>

標準仕様パレットでの輸送



モーダルシフト

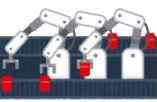


#### <設備・機器等の導入支援>

デジタル化  
データ連携



パレタイザー



クランプフォークリフト



#### <中継共同物流拠点の整備>

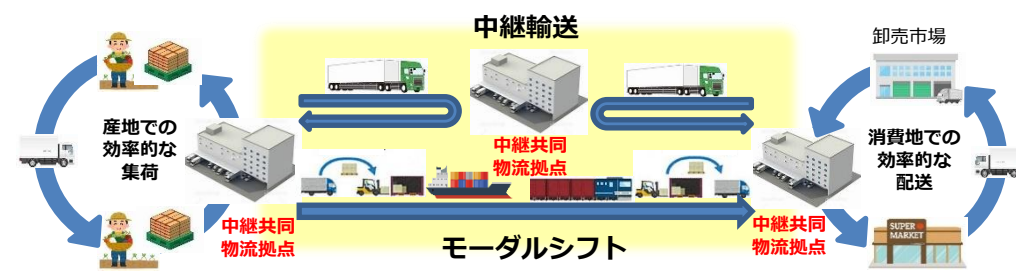
大型車に対応したトラックバース



コールドチェーン確保のための冷蔵設備



### 新たな食品流通網の構築



# 農林水産省の予算を活用した輸送実証取組事例

遠方産地

## ホクレン かぼちゃ・ばれいしょの既存段ボールによる11型パレット輸送試験

重量品目

生産量大

北海道のJA新はこだてにおいて、かぼちゃ・ばれいしょの既存段ボールでの11型パレット輸送試験を実施。本格導入には出荷施設の改修が必要だが、効果的な荷崩れ防止策が確立できれば積込み・荷降ろし作業時間を削減できることを確認。

### 取組概要

- 実施主体：ホクレン、JA新はこだて
- 対象品目：かぼちゃ（10kg箱）、ばれいしょ（10kg箱）
- 実施期間：令和5年8月

### ■現状と背景

- ・かぼちゃ・ばれいしょについて、現在は集出荷施設にパレタイザーがなく、ドライバーが手作業でトラック・JRコンテナへベタ積みして輸送している。

### ■取組内容

- ・ドライバー負担を軽減、輸送会社から敬遠されないよう、11型パレット導入に向けた既存段ボールでの輸送試験を実施し、荷役作業時間の削減効果、作業性、輸送品質を確認した。

### 確認できた効果

#### ■作業時間の削減（ドライバー）

- ・トラック積込  
車上に敷いたパレットへバラでハイ付けしたため、ベタ積みと変わりが無かった。
- ・荷下ろし

荷崩れ・潰れが発生していた影響で、普段以上に慎重な作業が必要だった上、パレットまま降ろせる数量も少なかった。

※今回の実証では、荷崩れの発生によりリフトでの荷下ろしができなかったが、今後効果的な荷崩れ防止策を講じることで作業時間の削減が見込める。

#### ■積載効率

| 輸送手段            | バラ(CS) | パレット(CS)           | パレットによる積載減 |     |
|-----------------|--------|--------------------|------------|-----|
|                 |        |                    | CS         | %   |
| JRコンテナ<br>かぼちゃ  | 500    | 450                | 50         | 10% |
| トラック<br>かぼちゃのみ  | 1,150  | 1,008<br>(72箱×14枚) | 142        | 12% |
| トラック<br>ばれいしょのみ | 1,150  | 1,120<br>(80箱×14枚) | 30         | 3%  |

### 実証内容

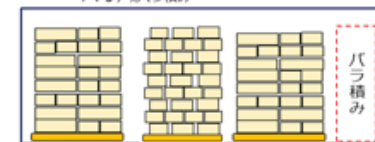
#### ■段ボールサイズ・積みつけ

| 品目    | 規格    | 縦(mm) | 横(mm) | 高さ(mm) |
|-------|-------|-------|-------|--------|
| かぼちゃ  | 10kg箱 | 265   | 540   | 210    |
| ばれいしょ | 10kg箱 | 265   | 380   | 190    |

- ・かぼちゃ8回し
- ・ばれいしょ11回し



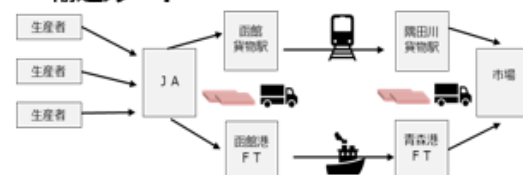
- ・JRコンテナ（計 450ケース）  
（かぼちゃ） 72ケース/枚×3枚+63ケース/枚×3枚  
+45ケース/バラ積み



- ・トラック（単車）（計 1,045ケース）  
（かぼちゃ） 72ケース/枚×3枚+63ケース/枚×3枚=405ケース  
（ばれいしょ） 80ケース/枚×8枚=640ケース



#### ■輸送ルート



■荷崩れ防止策  
無し

### 取組結果

#### ■実証結果

- ・かぼちゃでは、生産者がJAに持ち込む際の独自パレットから保管・市場出荷用の11型レンタルパレットへの積み替えが発生。またJRコンテナでは市場納入時に荷崩れが発生し、手作業での荷降ろしが発生。
- ・このため、積込み・荷降ろしの双方で、バラ積みと比べて大きな時間短縮とはならなかった。

#### ■今後の課題・対応

- ・かぼちゃのJRコンテナ輸送では、ストレッチフィルムなど養生資材での固縛といった荷崩れ防止策の検討が必要。
- ・生産者のJA持込パレット、JA保管・市場出荷パレットを11型レンタルパレットに統一することで大幅な作業時間削減効果が期待できる。
- ・集出荷施設にパレタイザーがないため、パレット積付作業の自動化に向けて改修が必要。



# 農林水産省の予算を活用した輸送実証取組事例

## ⑥JA全農あおもり だいこんの既存段ボールによる11型パレットでの輸送試験

遠方産地

だいこんの11型パレット輸送について、既存段ボールでの輸送試験を実施した。現在雑パレットで輸送しているため作業性は変わらないが、積載量は落ちる。また、レンタルパレットの費用や運送時間が課題となる。

### 取組概要

- 実施主体：JA全農あおもり、JA十和田おいらせ
- 対象品目：だいこん（10kg箱）
- 実施期間：令和5年10月
- 現状と背景
  - ・だいこんについて、現在は集出荷施設にパレタイザーがなく、ドライバーが手作業で雑パレに積み付け、トラックへ積み輸送している。

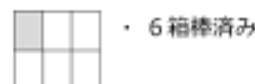
### 取組内容

11型レンタルパレットを使用し、既存のボールでの輸送試験を実施し、発拠点および着拠点における各作業時間、および着荷状態の確認した。

### ポイント

#### ■段ボールサイズ

| 品目   | 規格    | 縦(mm) | 横(mm) | 高さ(mm) |
|------|-------|-------|-------|--------|
| だいこん | 10kg箱 | 540   | 345   | 145    |



#### ■積み込み 960CS（6箱積み×10段×16枚）

・関西向け出荷



#### ■輸送ルート



・関東向け出荷



■荷崩れ防止策無し

### 積載効率等

#### ■作業時間の削減（ドライバー）

トラック積込：30分→30分（増減無し）  
荷下ろし：45分→45分（増減無し）

※現在も雑パレで運用しており、パレットの違いによる作業性の差はなかった。

#### ■積載効率

| 輸送手段         | 雑パレット(CS) | レンタルパレット(CS) | パレットによる積載減 |    |
|--------------|-----------|--------------|------------|----|
|              |           |              | CS         | %  |
| トラック<br>だいこん | 1,000     | 960          | 40         | 4% |

### 取組結果

#### ■実証結果

- ・現在雑パレでの出荷運用がなされており、パレットへの積みつけ方法も変更されていないため、作業時間について変化はなし。
- ・運送会社で雑パレを準備する必要がなくなるため、負担軽減につながる。

#### ■今後の課題・対応

- ・レンタルパレットの費用負担（現在産地）
- ・細かな等階級の山分けが手間になる。市場での荷降ろしを考慮し、発側では等階級ごとにパレットを分けて載置したいが、T11パレットの場合だとレンタル料がかさむ。
- ・雑パレと比べてT11型自体のパレット重量（約25kg）が発生するため、トラック1台あたり16枚×25kg＝400kg分荷物が積み減る（だいこんについては40CS分）。
- ・市場側の費用負担（クランプフォークリフトの購入や、パレット管理の人員確保）。
- ・運送時間制限についての対応。



# 農林水産省の予算を活用した輸送実証取組事例

## ⑨JA全農長野 りんご・なしの既存段ボールによる11型パレットでの輸送試験

定数詰め

生産量大

なし、りんごの11型パレット輸送について、既存段ボールでの輸送試験を実施した。なし11型に適合、りんごはオーバーハングしたが品質に大きな問題はなかった。また、ドライバーの負担が大幅に削減できることも確認できた。課題は、パレットの費用のもち方。

### 取組概要

- 実施主体：JA全農長野、JA上伊那
- 対象品目：なし（5kg箱）、りんご（10kg箱）
- 実施期間：令和5年10月～令和6年1月
- 現状と背景

なし、りんごの出荷については、現在は集出荷施設にパレタイザーがなく、トラックへベタ積みもしくは雑パレットをつかった輸送であったが、2024年問題に対応すべくレンタルパレットを使用した輸送体制に切り替えを検討。

### ■取組内容

11型レンタルパレットを使用し、既存のボールでの輸送試験を実施し、発拠点および着拠点における各作業時間、および着荷状態の確認した。

### ポイント

#### ■段ボールサイズ

| 品目  | 規格   | 縦(mm) | 横(mm) | 高さ(mm)  | 備考            |
|-----|------|-------|-------|---------|---------------|
| なし  | 5kg  | 430   | 360   | 185~220 | 高さは玉サイズにより異なる |
| りんご | 10kg | 470   | 315   | 185~220 | 高さは玉サイズにより異なる |

・なし  
8回し12段  
表面占有率：97.9%



・りんご  
8回し6段  
前後左右50mmずつのはみだし



#### ■輸送ルート



#### ■積み込み

- ・なし  
1536cs(96ケース/パレット×16)
- ・りんご  
768cs(48ケース/パレット×16)

■荷崩れ防止策  
無し

### 積載効率等

#### ■作業時間の削減（ドライバー）

トラック積込：120分→30分（90分削減）  
荷下ろし：120分→20分（100分削減）

#### ■積載効率

| 輸送手段        | バラ(CS) | パレット(CS) | パレットによる積載減 |     |
|-------------|--------|----------|------------|-----|
|             |        |          | CS         | %   |
| トラック<br>なし  | 2,000  | 1,536    | 464        | 23% |
| トラック<br>りんご | 1,000  | 768      | 232        | 23% |

### 取組結果

#### ■実証結果

- ・レンタルパレットの使用により物流効率化を図ることができた。
- ・選果場滞在時間（荷待ち）の最大83%削減、積み込み時間も最大75%削減。

#### ■今後の課題・対応

- ・選果場内効率化（出荷先の集約、出荷内容の精査）
- ・物流に関するコスト負担増に対する生産者説明はできないため。  
JAが吸収するしかないが、全負担は容認できない。
- ・小口輸送においては雑パレが有効で重複作業が発生する。
- ・レンタルパレットが重く、片刺しで扱いにくい、システム入力が面倒。
- ・遠隔地の輸送は箱潰れリスクある（オーバーハングしているため）。
- ・卸売会社の荷卸し実態が異なり、降ろしやすい荷積みが必要。ドライバー負担大きい。
- ・レンタルパレットのコスト負担（農産物は原価一定でないため価格転嫁不可）。

# 農林水産省の予算を活用した輸送実証取組事例



## 中晩柑における標準型パレット輸送に適した出荷箱等資材の規格変更

【JA熊本果実連・JA全農えひめ】

- JA熊本果実連では、温州ミカンのパレット出荷についてJA熊本市で令和3年産から開始し、JAたまなで令和6年産から開始する。
- 定数詰めが主流の中晩柑（不知火や紅まどんな等）においてもパレット出荷による物流効率化を図るべく、JA全農えひめと産地間連携を進める。
- JA熊本果実連では令和5年度末からデコポン®の標準型パレット輸送に向けた実証試験（R5年度農産物・食品の物流標準化委託事業）を実施。（段ボール規格の変更を検討）
- 標準型パレット輸送に適した段ボール規格についての一定の結果を得られたことから、段ボールの中に敷くトレーの規格変更を検討。
- 現在新たな規格の資材の制作を進めており、令和6年産の収穫後に実際に果実を使用した流通の実証試験を実施予定。
- 出荷先卸売市場とも協議をして、令和7年産からの本格導入を目指す。
- パレット化を進めることで、手荷役を伴う作業がなくなり、積込作業時間の短縮し、運送会社やドライバーに選ばれる産地を目指していく。

効果 >> (産地・卸売市場) 荷役作業負担の軽減  
(運送会社) ドライバーの荷待ち時間削減



R5年度農産物・食品の物流標準化委託事業で、既存5kg段ボール積み付け時のオーバーハング（パレットサイズ超過）を確認。



輸送試験の結果を踏まえ、8回し17段での輸送を検討。

[逆引き事典から探す](#)[組織別から探す](#)[キーワードから探す](#)

Google 提供

検索

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [調達情報・公表事項](#) > [補助事業参加者の公募](#) > [令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業のうち物流生産性向上推進事業の公募について（令和6年度補正）](#)

## 令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業のうち物流生産性向上推進事業の公募について（令和6年度補正）

令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業のうち物流生産性向上推進事業の実施について、事業実施候補者を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い御応募ください。

記

### 1 事業の趣旨

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、新たな食料・農業・農村基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。

### 2 事業の概要

本事業の概要については、物流生産性向上推進事業に係る公募要領(以下「公募要領」という。)第3に掲げる事業内容を御参照ください。

### 3 応募資格及び応募方法等

以下に掲げる本事業の公募要領等を御参照ください。

【参照】

公募要領(PDF: 370KB) 公募要領別紙様式(WORD: 59KB) 持続可能な食品等流通緊急対策事業補助金交付等要綱(PDF: 666KB) 物流生産性向上推進事業実施要領(PDF: 424KB) 補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(PDF: 157KB) 

### 4 公募の期間

令和6年12月20日（金曜日）から令和7年1月10日（金曜日）までとします。

### 5 補助金交付候補者の決定

公募要領に基づき、提出された申請書類（以下「課題提案書等」という。）において審査を行い、本事業の予算の範囲内で、最も得点が高い者を補助金交付候補者として選定します。

### 6 本事業の条件を示す場所、公募要領等を交付する場所及び日時

#### (1) 日時

令和6年12月20日（金曜日）から令和7年1月10日（金曜日）  
10時00分～12時00分及び13時00分～17時00分(土日、祝祭日を除きます。)

#### (2) 場所

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（別館4階ドアNo.424）  
なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。



## 7 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

### (1) 提出期限

令和7年1月10日（金曜日）17時00分（必着）

### (2) 提出方法

原則として電子メール（やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便を含む）、持参可。ファックスによる提出は受け付けません。電子メールによらない提出の場合は10の問い合わせ先に記載の担当部署まで提出してください。）

### (3) 提出先

メールアドレス：butsuryu\_kojo★maff.go.jp  
（メール送信の際は★を@に置き換えてください。）

### (4) 提出部数

課題提案書等（公募要領第10第1項に規定するもの） 1部  
応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） 1部

### (5) 注意事項

メールの件名は「物流生産性向上推進事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。  
なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とすること。  
また、電子メール送信後に問い合わせ先に連絡し、着信している事を確認すること。

## 8 課題提案書等の無効

本公示に示した応募資格を満たさない者の課題提案書等は無効とします。

## 9 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領によるものとします。

## 10 問い合わせ先

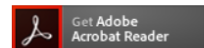
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（別館4階ドアNo.別424）  
電 話：03-3502-8111（内線：4148）  
メールアドレス：butsuryu\_kojo★maff.go.jp  
（メール送信の際は★を@に置き換えてください）

以上、公示します。

令和6年12月20日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）  
宮浦浩司

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について  
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

※ サイトマップ ※ プライバシーポリシー ※ リンクについて・著作権 ※ 免責事項

[逆引き事典から探す](#)[組織別から探す](#)[キーワードから探す](#) Google 提供

検索

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [調達情報・公表事項](#) > [補助事業参加者の公募](#) > [令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業のうち物流生産性向上推進事業の公募結果について](#)

## 令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業のうち物流生産性向上推進事業の公募結果について

補助金交付候補者を以下のとおりお知らせいたします。

### 公益財団法人食品等流通合理化促進機構

公式SNS

[関連リンク集](#)[農林水産省  
トップページへ](#)

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)  
法人番号：5000012080001

[ご意見・お問い合わせ](#)[アクセス・地図](#)[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて](#) [著作権](#) [免責事項](#)



静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会のこれまでの経過

【平成27年度】

|   |                      | 日 付           | 議 題 等                                                                               | 備 考                                                              |
|---|----------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1 | <b>第1回協議会</b>        | 平成27年<br>8月7日 | 1. 協議会設置<br>2. 長時間労働の実態調査の実施について                                                    |                                                                  |
| 2 | トラック実態調査<br>(トラック協会) | 9月            | トラック輸送状況の実態調査                                                                       | トラック協会が20社、運転者100名を対象に実態調査(全国集計)                                 |
| 3 | 荷主ヒアリング調査            | 10月、11月       | 荷主(元請け)ヒアリング                                                                        | 運輸支局、労働局がトラック協会の調査結果をもとに、5社を訪問して「荷主(元請け)ヒアリング」を実施<br>(静岡県独自取り組み) |
| 4 | <b>第2回協議会</b>        | 12月10日        | 1. 手待ち時間が生じている荷主に関する調査<br>2. 荷主(元請け)ヒアリング結果について<br>3. パイロット事業の概要について                | ○トラック協会がこれまで協会員に行ってきた調査結果<br>○協議会事務局が実施したヒアリング調査結果               |
| 5 | 荷主調査<br>(中部運輸局)      | 12月           | 物流現場における課題と改善点の見える化事業                                                               | 中部運輸局が荷主企業を対象に関係者のコミュニケーションを観点に郵送により調査(203件)                     |
| 6 | <b>第3回協議会</b>        | 平成28年<br>3月4日 | 1. パイロット事業の概要<br>2. トラック輸送状況の実態調査結果報告<br>3. 改善点の見える化事業の調査結果報告<br>4. パイロット事業の進め方について | (協議事項)<br>パイロット事業候補の公募の実施と選考を事務局に委嘱することを決議                       |

【平成28年度】

|   |                     |                |                                   |                                                                                                                                                                                     |
|---|---------------------|----------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | パイロット事業<br>候補事業者の報告 | 平成28年<br>4月28日 | 静岡県パイロット事業候補事業者の2社を厚生労働省、国土交通省に報告 | (5/9)運送事業者A調査事業の荷主本社に訪問して調査事業の概要説明<br>(6/2)運送事業者Bと当該運送事業者の荷主企業、及び運送事業者Aの事案荷主事業場に訪問して調査事業の概要説明<br>(6/24)日通総研大島部長と打合せ<br>(7/19)運送事業者Bに調査事業の概要を再度説明<br>(7/28)運送事業者B調査事業の荷主企業に調査事業の概要説明 |
|---|---------------------|----------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|    |                                 |                   |                                                                                         |                                            |
|----|---------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 8  | パイロット事業<br>対象事業者の<br>決定の連絡      | 6月13日             | 厚生労働省から静岡県パイロット事業候補事業者の2<br>社について調査対象者とする事の連絡                                           | 事業の予算割り振りの連絡をもって通知                         |
| 9  | <b>第4回協議会</b>                   | 8月26日             | 1. 平成28年度パイロット事業者2者の概要報告<br>2. KPI導入調査事業の実施について<br>3. 平成29年度パイロット事業候補事業者の募集             |                                            |
| 10 | 平成28年度<br>KPI導入調査事業<br>協力事業者の募集 | 9月15日～<br>9月30日   | 4事業者募集に期限内に4事業者から申し出あり                                                                  |                                            |
| 11 | 物流フォーラム<br>2016                 | 10月20日            | ○協議会の経過報告<br>○パイロット事業、KPI導入調査事業の概要報告<br>○パネルディスカッション                                    | トラック協会主催<br>トラック事業者243社、荷主企業35社参加          |
| 12 | 平成28年度<br>KPI導入調査事業<br>協力事業者説明会 | 10月20日            | 協力事業者4者に田村先生から説明                                                                        |                                            |
| 13 | 平成29年度<br>パイロット事業の募集            | 10月20日～<br>11月18日 | 期間内に応募なし                                                                                | 一般公募で応募がなかったことから、静岡労働局で対象者を選<br>定することになった。 |
| 14 | <b>第5回協議会</b>                   | 12月15日            | 1. 協議会の経過報告<br>2. パイロット事業の中間報告<br>3. KPI導入調査事業の中間報告                                     |                                            |
| 15 | 平成29年度<br>パイロット事業<br>荷主説明       | 1月27日             | 荷主企業にパイロット事業の説明<br>(協議会事務局)                                                             | 静岡労働局が候補荷主企業を選定<br>代表者から協力の承諾あり            |
| 16 | 平成29年度<br>パイロット事業<br>運送事業者説明    | 2月24日             | 実運送事業者にパイロット事業を説明、倉庫視察                                                                  |                                            |
| 17 | <b>第6回協議会</b>                   | 3月10日             | 1. 協議会の経過報告と平成29年度スケジュール<br>2. パイロット事業の報告<br>3. KPI導入調査事業の報告<br>4. 29年度パイロット事業対象集団候補の決定 |                                            |
| 18 | 平成29年度<br>パイロット事業<br>候補事業者の報告   | 3月21日             | 平成29年度静岡県パイロット事業候補事業者を<br>厚生労働省、国土交通省に報告                                                |                                            |

【平成29年度】

|    |                                 |                 |                                                                                                                                  |                                   |
|----|---------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 19 | 平成29年度<br>パイロット事業対象<br>事業者の決定連絡 | 平成29年<br>4月10日  | 平成29年度静岡県パイロット事業候補事業者に<br>ついて調査対象者とするものの連絡                                                                                       | 事業の予算割り振りの連絡をもって通知                |
| 20 | 平成29年度<br>KPI導入調査事業<br>協力事業者の募集 | 4月22日～<br>5月28日 | 4事業者募集に期限内に5事業者から申し出あり                                                                                                           |                                   |
| 21 | 平成29年度<br>KPI導入調査事業<br>募集説明会    | 5月16日           | ○KPIについて田村先生より説明<br>○平成28年度参加事業者より事例発表<br>○行政の支援施策について運輸支局より説明                                                                   |                                   |
| 22 | 平成29年度<br>KPI導入調査事業<br>強力事業者の決定 | 6月1日            | 応募のあった5事業者から4事業者を決定                                                                                                              | 荷種、地域、応募理由等により事務局にて検討、決定          |
| 23 | <b>第7回協議会</b>                   | 7月24日           | 1. 協議会の経過報告と平成29年度スケジュール<br>2. パイロット事業の報告<br>3. KPI導入調査事業の報告<br>4. 人手不足対策について<br>5. 働き方改革、最近の施策等について<br>6. 労働環境改善に係る広報について       |                                   |
| 24 | 生産性向上セミナー                       | 9月7日            | ○適正な取引条件への改善について<br>○トラック運送における生産性向上方策について<br>○中継輸送について                                                                          |                                   |
| 25 | 物流フォーラム<br>2017                 | 10月31日          | ○パイロット事業の実施事例<br>○KPI導入・取組事例<br>○標準貨物自動車運送約款改正等の説明                                                                               | トラック協会主催<br>トラック事業者264社、荷主企業32社参加 |
| 26 | <b>第8回協議会</b>                   | 11月20日          | 1. 協議会の経過報告と平成29年度スケジュール<br>2. パイロット事業の報告<br>3. KPI導入調査事業の報告<br>4. 荷主向け広報について<br>5. 生産性向上の取組について<br>6. 標準貨物自動車運送約款の改正に伴う周知活動について |                                   |
| 27 | 荷主向け広報                          | 2月～             | 荷主向けリーフレットの作成および新聞へ広告掲載                                                                                                          |                                   |

|    |               |       |                                                                                                                                                                        |  |
|----|---------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 28 | <b>第9回協議会</b> | 3月12日 | 1. 協議会の経過報告と平成30年度スケジュール<br>2. パイロット事業の報告<br>3. KPI導入調査事業の報告<br>4. 第8回中央協議会について<br>5. コンサルティング事業について<br>6. 30年度KPI導入調査事業について<br>7. 荷主向け広報の実施状況について<br>8. 働き方改革の動き等について |  |
|----|---------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

# 【平成30年度】

|    |                                           |                |                                               |                                                  |
|----|-------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 29 | 平成30年度<br>静岡県コンサルティング事<br>業対象事業者<br>の決定報告 | 平成30年4月        | 平成30年度静岡県コンサルティング事業候補事業者<br>について調査対象者とすることの報告 |                                                  |
| 30 | 平成30年度<br>KPI導入調査事業<br>実施事業者の募集           | 5月1日～<br>5月31日 | 4事業者募集に期限内に4事業者から申し出あり                        |                                                  |
| 31 | 平成30年度<br>KPI導入調査事業<br>募集説明会              | 5月9日           | ○KPIについて田村先生より説明<br>○平成29年度実施事業者より事例発表        |                                                  |
| 32 | 平成30年度<br>KPI導入調査事業<br>実施事業者の決定           | 6月4日           | 応募のあった4事業者を決定                                 |                                                  |
| 33 | 平成30年度<br>静岡県コンサルティング<br>事業第1回検討<br>会     | 6月27日          | ○コンサルティング事業実施スケジュール<br>○実態調査にあたっての事前準備確認      | 荷主、実運送事業者、コンサルティング事業者、静岡労働局、<br>静岡県トラック協会、静岡運輸支局 |

|    |                               |        |                                                                                                                                                             |                                              |
|----|-------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 34 | <b>第10回協議会</b>                | 8月2日   | 1. 協議会の経過報告と平成30年度スケジュール<br>2. パイロット事業の報告<br>3. KPI導入調査事業の報告<br>4. コンサルティング事業の報告<br>5. KPI調査事業の今後の進め方について<br>6. 物流現場の視察について<br>7. 自動車運送事業における「働き方改革」施策等について |                                              |
| 35 | 平成30年度<br>静岡県コンサルティング事業第2回検討会 | 8月29日  | ○実態調査の結果報告<br>○実態調査の結果を踏まえた改善方策の方向性について                                                                                                                     | 荷主、実運送事業者、コンサルティング事業者、静岡労働局、静岡県トラック協会、静岡運輸支局 |
| 36 | 平成30年度<br>静岡県コンサルティング事業第3回検討会 | 10月17日 | ○運行データの確認<br>○トラック運転者の労働時間短縮に向けた施策抽出・合意                                                                                                                     | 荷主、実運送事業者、コンサルティング事業者、静岡県トラック協会、静岡運輸支局       |
| 37 | 物流フォーラム                       | 10月31日 | ○輸送の効率化・生産性の向上に向けて<br>○KPI導入・好事例<br>○自動車運送事業の「働き方改革」について                                                                                                    | トラック協会主催                                     |
| 38 | 平成30年度<br>静岡県コンサルティング事業第4回検討会 | 12月19日 | ○実証実験内容(計画、検証項目、スケジュール)の共有                                                                                                                                  | 荷主、実運送事業者、コンサルティング事業者、静岡県トラック協会、静岡運輸支局       |
| 39 | <b>第11回協議会</b>                | 1月15日  | 1. 協議会の経過報告と平成30年度スケジュール<br>2. 平成30年度コンサルティング事業進捗について<br>3. 平成30年度KPI事業の進捗について<br>4. 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて<br>5. 働き方改革に関する状況について        |                                              |
| 40 | 物流倉庫視察                        | 2月7日   | ○羽田クロノゲート見学                                                                                                                                                 | 協議会委員、関東経済産業局、静岡県トラック協議会事務局                  |



|    |                               |                |                                                                                                                                                   |                                                                      |
|----|-------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 41 | 平成30年度<br>静岡県コンサルティング事業第5回検討会 | 2月18日          | ○実証実験結果共有<br>(・配車台数 ・運転手拘束時間)                                                                                                                     | 荷主、実運送事業者、コンサルティング事業者、静岡運輸支局                                         |
| 42 | ガイドライン周知セミナー                  | 2月26日          | 1. トラック業界を取り巻く当面する諸課題等について<br>2. 働き方改革関連法に関する時間外労働の上限規制について<br>3. 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働改善に向けたガイドラインについて<br>4. 取引環境と長時間労働改善事例の紹介                | 運送事業者 95社<br>荷主 2社<br>中部運輸局、静岡労働局、三菱UFJリサーチ & コンサルティング、遠州トラック、静岡運輸支局 |
| 43 | <b>第12回協議会</b>                | 3月14日          | 1. 協議会の経過と平成30年度の開催計画について<br>2. 平成30年度コンサルティング事業の報告<br>3. 取引環境と長時間労働改善に向けたガイドラインについて<br>4. 最近のトラック行政の取組等について<br>5. トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組みについて |                                                                      |
| 44 | ガイドライン周知活動                    | 3月11日<br>3月18日 | 1. トラック業界を取り巻く当面する諸課題等について<br>2. 取引環境と長時間労働改善に向けたガイドラインについて<br>3. 荷主向けリーフレット<br>4. 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働改善に向けたガイドラインについて                       | 県下6団体<br>静岡県トラック協会、静岡運輸支局                                            |

## 【令和元年度】

|    |                |        |                                                                                                                                 |                                     |
|----|----------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 45 | ホワイト物流推進運動説明会  | 6月28日  | 1. ホワイト物流推進運動について<br>2. 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働改善に向けたガイドラインについて                                                                | 荷主企業21社 運送事業者13社 関係団体1団体<br>静岡運輸支局  |
| 46 | <b>第13回協議会</b> | 10月30日 | 1. 協議会の経過と令和元年度の開催計画について<br>2. 令和元年度アドバンス事業について<br>3. KPI事業について<br>4. 最近のトラック運送事業に関する取組について<br>5. トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組について |                                     |
| 47 | KPI導入セミナー      | 11月27日 | ○KPIの概要、導入事例、活用ポイントを田村先生から説明                                                                                                    | 静岡県トラック協会、会員事業者(9社11名)、田村経営コンサルティング |

|    |                                        |       |                                                                             |                                                    |
|----|----------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 48 | KPI導入セミナー                              | 1月16日 | ○KPIの概要、導入事例、活用ポイントを田村先生から説明                                                | 静岡県トラック協会、会員事業者(20社22名)、田村経営コンサルティング               |
| 49 | 紙・パルプ輸送に関する労働時間実態調査ヒアリング               | 1月20日 | ○アンケート調査の実施について事業者向けヒアリングの実施                                                | 実運送事業者、富士地区貨物運送協同組合<br>静岡県トラック協会、静岡運輸支局、(株)日通総合研究所 |
| 50 | 紙・パルプ輸送に関する労働時間等実態調査アンケート              | 2～3月  | ○アンケート調査の実施および集計                                                            | 実運送事業者、富士地区貨物運送協同組合<br>静岡県トラック協会、静岡運輸支局、(株)日通総合研究所 |
| 51 | 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー(中止) | 3月9日  | 1. 取引環境と労働時間の改善に向けたガイドラインについて<br>2. 「ホワイト物流」推進運動について<br>3. 改正労働基準法のポイントについて | (株)富士通総研、静岡県労働局、静岡運輸支局                             |
| 52 | <b>第14回協議会<br/>(書面会議)</b>              | 3月    | 1. 令和2年度富士地区における紙・パルプ輸送に関する実証実験について<br>2. 令和2年度KPI(重要業績評価指標)診断の募集について       |                                                    |

## 【令和2年度】

|    |                 |       |                                                             |                             |
|----|-----------------|-------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 53 | 令和2年度KPI診断事業者決定 | 11月   | ○応募事業者のうち2社を選定                                              | 静岡県トラック協会、コンサルティング事業者       |
| 54 | <b>第15回協議会</b>  | 2月17日 | 1. 令和2年度紙・パルプ輸送に関するアンケート調査報告及び実証事業について<br>2. 令和2年度KPI事業について |                             |
| 55 | 紙・パルプ輸送に関する実証実験 | 2～3月  | ○荷主・運送事業者との調整、実証事業の実施等                                      | (株)日通総合研究所、静岡運輸支局、静岡県トラック協会 |

【令和3年度】

|    |                                  |        |                                                       |                                          |
|----|----------------------------------|--------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 56 | 紙・パルプ輸送に関する実証実験の報告会              | 4月26日  | ○令和2年度紙・パルプ輸送の実証実験の結果報告                               | (株)日通総合研究所、静岡運輸支局、静岡県トラック協会<br>荷主、実運送事業者 |
| 57 | 「労働時間に関する法制度等」説明会                | 7～10月  | ○労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた説明会を実施                      | 静岡労働局、静岡運輸支局、静岡県トラック協会                   |
| 58 | 令和3年度KPI診断事業者決定                  | 7月     | ○応募事業者のうち2社を選定                                        | 静岡県トラック協会、コンサルティング事業者                    |
| 59 | <b>第16回協議会</b>                   | 8月3日   | 1. 令和2年度紙・パルプ輸送に関する実証実験の結果報告について<br>2. 令和3年度KPI事業について |                                          |
| 60 | トラック輸送に関する労働環境・取引環境改善に向けたアンケート調査 | 11～12月 | ○トラック輸送の労働環境や荷主と運送事業者の実取引環境等に関する実態を調査                 | 静岡運輸支局、静岡県トラック協会                         |
| 61 | 燃料価格上昇への対応                       | 12月20日 | ○県内荷主4団体へ出向き適正な運賃収受について依頼文書を手交                        | 静岡運輸支局、静岡県トラック協会                         |
| 62 | 令和2年度実証実験についてのヒアリング              | 1月20日  | ○実証実験後の経過と現在の状況についての聞き取りを実施                           | 静岡運輸支局、静岡県トラック協会、荷主                      |
| 63 | 平成30年度実証実験についてのヒアリング             | 2月1日   | ○実証実験後の経過と現在の状況についての聞き取りを実施                           | 静岡運輸支局、静岡県トラック協会、荷主、実運送事業者               |

|    |                |       |                                                                            |  |
|----|----------------|-------|----------------------------------------------------------------------------|--|
| 64 | <b>第17回協議会</b> | 2月24日 | 1. 過去のパイロット事業についてのヒアリング<br>2. ガイドライン浸透や長時間労働に関するアンケート<br>3. 令和3年度KPI事業について |  |
|----|----------------|-------|----------------------------------------------------------------------------|--|

### 【令和4年度】

|    |                |       |                                                                       |                                                                 |
|----|----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 65 | 燃料価格上昇への対応     | 6月15日 | ○県内荷主4団体へ適正な運賃収受について依頼文書を送付                                           | 静岡運輸支局、静岡県トラック協会                                                |
| 66 | <b>第18回協議会</b> | 8月2日  | 1. 令和3年度KPI事業について<br>2. 令和4年度の協議会の進め方について                             |                                                                 |
| 67 | 労働時間等説明会       | 11月   | ○労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた説明会を実施<br>・改正労働基準法等の内容について<br>・改善基準告示改正について | 静岡労働局、静岡県トラック協会                                                 |
| 68 | 荷主向け説明会        | 2月16日 | ○荷主向けにトラック事業者の現状や労働環境改善に向けた取り組みについてのオンラインセミナーを実施                      | 静岡運輸支局、静岡労働局、静岡県トラック協会<br>(講師 NX総合研究所)<br>荷主企業、トラック事業者など約160名参加 |
| 69 | <b>第19回協議会</b> | 3月8日  | 1. 令和4年度の協議会の取組結果について<br>2. 令和5年度の協議会の進め方について                         |                                                                 |

### 【令和5年度】

|    |                |       |                                                                       |                 |
|----|----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 70 | 労働時間等説明会       | 6月    | ○労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた説明会を実施<br>・改正労働基準法等の内容について<br>・改善基準告示改正について | 静岡労働局、静岡県トラック協会 |
| 71 | <b>第20回協議会</b> | 8月21日 | ・令和5年度の協議会の取組計画について                                                   |                 |

|    |                  |       |                                                      |                                                         |
|----|------------------|-------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 72 | 荷主向けセミナー         | 9月19日 | ○荷主向け2024年問題に関するセミナーを実施                              | 浜松商工会議所、静岡運輸支局、静岡労働局、静岡県トラック協会<br>荷主企業、トラック事業者など約160名参加 |
| 73 | 取引環境と長時間労働改善説明会  | 12月1日 | ○労働時間の指導を受けたトラック事業者向け労働環境改善に向けた取り組みについてのオンラインセミナーを実施 | 静岡運輸支局<br>トラック事業者117者参加                                 |
| 74 | 適正な運賃、価格転嫁に関する対応 | 1月    | ○荷主企業1,400事業所へ適正な運賃収受について依頼文書を送付                     | 静岡運輸支局、静岡県トラック協会                                        |
| 75 | <b>第21回協議会</b>   | 3月6日  | 1. 令和5年度の協議会の取組結果について<br>2. 令和6年度の協議会の進め方について        |                                                         |
| 76 | トラック事業の適正化への協力要請 | 3月7日  | ○荷主関係団体へ協力依頼文書を手交                                    | 静岡県商工会議所連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡運輸支局、静岡労働局                   |

### 【令和6年度】

|    |                   |        |                                                                       |                        |
|----|-------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 77 | 労働時間等説明会          | 7月     | ○労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた説明会を実施<br>・改正労働基準法等の内容について<br>・改善基準告示改正について | 静岡労働局、静岡県トラック協会、静岡運輸支局 |
| 78 | <b>第22回協議会</b>    | 8月20日  | ・令和6年度の協議会の取組計画について                                                   |                        |
| 79 | トラック・物流Gメン街頭調査    | 11月13日 | ○浜松トラックステーションでトラック運転者に対し、荷主等の違反原因行為について聞き取り調査を実施                      | 中部運輸局、静岡運輸支局、静岡県トラック協会 |
| 80 | トラック・物流Gメン荷主パトロール | 11月29日 | ○富士市内の荷主企業に対し、2024年問題や適正な取引に関する周知・啓発のためのパトロールを実施                      | 中部運輸局、静岡運輸支局、静岡県トラック協会 |



|    |                 |       |                                                      |                                                       |
|----|-----------------|-------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 81 | 取引環境と長時間労働改善説明会 | 1月23日 | ○労働時間の指導を受けたトラック事業者向け労働環境改善に向けた取り組みについてのオンラインセミナーを実施 | 静岡運輸支局<br>トラック事業者110者参加                               |
| 82 | 荷主向けセミナー        | 1月30日 | ○荷主向け2024年問題に関するセミナーを実施                              | 静岡商工会議所、静岡運輸支局、静岡労働局、静岡県トラック協会<br>荷主企業、トラック事業者など85名参加 |
| 83 | <b>第23回協議会</b>  | 3月3日  | 1. 令和6年度の協議会の取組結果について<br>2. 令和7年度の協議会の進め方について        |                                                       |